

第四十三回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第十一号

(二〇五)

昭和三十三年二月二十八日(木曜日)

正午開議

出席委員

委員長 永田 亮二君

理事 大上 司君 理事 高田 富與君

理事 丹羽喬四郎君 理事 太田 一夫君

理事 阪上安太郎君 理事 二宮 武夫君

伊藤 敏君 宇野 宗佑君

大沢 雄一君 大竹 作摩君

金子 岩三君 龜岡 高夫君

久保田円次君 山崎 巖君

中村 重光君 松井 誠君

山口 鶴男君 湯山 勇君

田中幾三郎君

出席國務大臣

國務 大臣 篠田 弘作君

出席政府委員

警視 監 後藤田正晴君

警視 長官官 官地 直邦君

警視 監 官地 直邦君

警視 監 官地 直邦君

警視 監 官地 直邦君

警視 監 官地 直邦君

警視 監 官地 直邦君

警視 監 官地 直邦君

警視 監 官地 直邦君

警視 監 官地 直邦君

警視 監 官地 直邦君

警視 監 官地 直邦君

警視 監 官地 直邦君

警視 監 官地 直邦君

警視 監 官地 直邦君

警視 監 官地 直邦君

警視 監 官地 直邦君

警視 監 官地 直邦君

警視 監 官地 直邦君

警視 監 官地 直邦君

警視 監 官地 直邦君

自治事務官 山本 悟君

自治事務官 降矢 敬義君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

自治事務官 佐々木 喜久治君

(内閣提出第一〇二号)
地方自治及び地方財政に関する件
(町村合併等に関する問題)
警察に関する件

○永田委員長 これより会議を開きます。

地方税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。宇野宗佑君。

○宇野委員 地方税に關しまして若干御所見をお伺いいたします。

地方税は国税と同様に常に地方住民の負担の軽減、合理化をはかつていかねばならない。これは今さら申し上げるまでもございません。しかしながら合理化の面はいざ知らず、軽減というところに重点を置きますと、やはりその財源をいかに今後補てんするか、あるいは確保していくか、あるいはいかにしてその財源を培養すべきであるかというふうな問題がおのずと起こってくるわけでございます。従いまして、地方税の改正云々、合理化云々と絶えず問題にされながらも、一つの制約があるというところは、私たちがこれをいかなるわけに参りません。しかしながら、やはり常に住民負担の軽減を考えたいという立場からいたしますのならば、当然今後も一そうその面において御当局の御検討を一つ賜わりたいと思うのですが、そうした意味合いから、今回電気ガス税を初め、あるいは

また健康保険税の軽減等がはかられたというところは、時宜にかなったことだと私は思います。しかしここで一つ、まず電気ガス税について御質問をしておきたいと思うのであります。

昨年、税務局長も、電気ガス税に關しましては、これほど普遍性があつて、あるいはまた伸長度があつて、安定した財源はないからというふうな御答弁もございました。しかしながら個人の考えから申し上げますのならば、今日の社会環境あるいは生活環境から申し上げても、電気、ガスというものはすでに生活必需品であり、生活必需品に税をかけることがよくいかに悪いという問題も、私たちは真剣に検討していきたいと思うのであります。ちょうど空気に税金をかけたようなものは米に税金をかけたと同様ではないか。極言するのならば、それくらいのこととも言えるのではないかと思います。しかし一応電気ガス税は割引き下げられました。そうしてその補てんといたしまして、自治省の御努力によりまして、たばこ消費税の引き上げをもつて補てんすることができた。

一応金額の面におきましては、大体収支相償うというふうな計算に相なっております。しかしながら、しかし今後電気ガス税自体を依然としてやはり続けていくのか、あるいは年々一物ずつでも減らそうとしていってしまふのか、最終的には、これは撤廃すべきものであるとお考えなのか、だいぶんいろいろと世論があるようにございます。

ども、今年度の改正にあたつて一物下げられたというゆえんから推しはかりまして、今後の見通しをまず第一番にお聞きいたしておきたいと思ひます。

第二点としましては、たばこ消費税をもつて補てんするとは申しますものの、はたして電気ガス税の伸長度とたばこ消費税の伸長度が同様であるならば、さうなこともできません。うが、現に六大都市を初めとする都市の面においては、やはり補てんよりもむしろマイナスの方が大きいというふうな結論が出ております。いなかにおきましては、電気ガス税の軽減によつて、たばこ消費税の引き上げによつてむしろプラスの方が多いということにも相なっております。これを考へてみますと、同じ地方自治体とは申しながらも、第一間の質問の要旨にかながら、今後たばこ消費税と電気ガス税との間の調和というものの、また両者の伸長度というものの、それがいかなる方向に転換するか、この点を一つ局長にお伺いしたいと思ひます。

○柴田政府委員 電気ガス税の問題でございますが、お話のように、電気ガス税につきましては、地方団体側からは、特に六大都市の方面でございまして、その伸長度、伸長性、安定性、普遍性というふうな観点からこれを存置すべしという意見が非常に強くございまして、また一方ではお話のような考え方に立つて、電気ガス税は撤廃すべし、こゝういった意見もあるわけでございます。私どももいたしまして

本日の會議に付した案件

昭和三十三年度分として交付すべき地方交付税の繰額の特例に関する法律案(内閣提出第九五号)

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

は、從來から歴代の税務局長が述べておりましたような基本的な考えを事務的には持つておりますけれども、しかしながら、御指摘のように現行の電気ガス税自体には、いろいろ問題がございます。たとえば免税点の限度が現状のままでいいか悪いといったような問題、また貿易自由化と関連して、電気ガス税をこのままの状態でおくのがいいか悪いといった問題、また特定産業につきましては非課税措置を講じておりますが、非課税措置を講ぜられた産業とそうでない産業とのアンバランスが非常に大きい。これをどうするかという問題、あるいは電気とガスとの関係、同じガスでも都市ガスとプロパンガスとの関係、こういった問題が多々ございますので、この問題はこの辺で一つ基本的に根本的な再検討を要する時期にきた、そのように私も考えておるわけであります。そういう観点から、新たな観点に立つて電気ガス税の将来というものを一つ検討して参りたい、こういうつもりでおるわけでございます。

たばこ消費税との引きかえの問題は、ことし起こりました電気ガス税の軽減の問題は、低所得者対策の一環として電気ガス税を軽減するという問題と、その背後にやはり産業政策という観点から、電気ガス税の軽減をあわせてしたらどうかという二つのねらいがあったと思うのであります。表面は低所得者対策というものが大きく打ち出されてはおりますが、やはり背後には産業政策というものがあつたのであります。そういう観点から起つた問題でございますが、地方財政の状況が特に三十八年度におきましては苦しい現

状から、これを軽減いたします場合に、かわり財源措置を講じてもらう、こういうのが税制調査会の答申でもございまして、また私もとてきた態度でございます。その奥には、やはり自主財源でございますので、国家的施策として軽減をはかる以上は自主財源をもつて埋める、これが望ましいという考え方があつたわけでございまして、現状でこれを探してみますとたばこ消費税しかない。そこで、たばこ消費税が改善の策として取り上げられたわけでございまして、しかし現実の姿は、おっしゃるようなたばこ消費税につきましては、大都市あるいは新興都市におきましてはカバリー切れませんし、また逆に町村ではたばこ消費税では余るというふうな事態になつておるわけでございまして。従つて、将来電気ガス税の税率を合理化していく場合に、かわり財源措置ということを考えて参ります場合には、町村では、たばこ消費税というものは、やはり一つの考え方であらうと思ひますけれども、都市方面では、それだけでは足らない。新たな税源を探さなければならぬのではなからうかというふうに考えておる次第でございます。

いずれにいたしましても、電気ガス税の持つ今日の機能から見まして、将来どうするかという問題は、基本的に検討するにいたしまして、当面やはり免税点その他についての合理化措置は、地方財政の現状とにらみ合わせながら進めて参らなければならぬだろう、かように考えております。

○宇野委員 今、産業用電気非課税の問題もちよつと出ておりましたが、このことにつきまして、お伺ひいた

しておきたいと思ひます。大体もうすでに三十七年度ベースによりまして、約二百億くらいの非課税措置がなされておるといふことであるのですが、やはりこれも相当財源的には大きな問題でもございまして、また今お話のありました通り貿易自由化等によりまして、外国製品がどんどん入つてくる。これと日本製品も太刀打ちしなければならぬ、そういうことから考えますと、やはりコストに税金をかけるののいいの悪いのかということ、こういう措置がとられたことは妥当だとは思ひますが、しかし本年度も通産省と自治省の間におきまして、さらに追加品目をきめる際いろいろと御議論があつたらしいと聞いています。しかしここで私の言つておきたいことは、言うならば電気ガス税全般に關しましては、私は個人としては廃止という方向に持つていく方がこれからのいいのではないかと思ひますが、しかしその反面に、ではその財源を、どう補てんするかというところ、なるほどたばこ消費税しかり、これはいつまで繰り返してもあるいは堂々めぐりであるかもしれません。しかしそういう堂々めぐりをしていけばこそ、ここに地方税の抜本的な改正も、あるいは軽減も合理化もできないということになるわけですから、そこで産業用の非課税に關しましては、一応これは電気ガス税等々が、今後とも存続されるという想定の上で立ちます場合において、私のところの会社の製品にはこの非課税措置がなされたのだからというふうなことで、おそろくその対象になつた方々は、こ

ていらつしやるのじゃなからうかといふふうなことが言ひ得ます。しからば一度それを指定した場合において、あくまでそれが既得権であつて、永久にそれは非課税の対象だといふふうなことは、やはり産業の流れによつて、また構造によつておのづからその状況が違ふと思つておるわけでございまして、この点はあくまでも既得権でないというのか、あるいは一たんきめた以上はそれはもう既得権なのだ、この税金が存続する以上は既得権なんだ、こういうことに關しまして自治省の御見解のほどを一応お伺ひしておきたいと思ひます。

○柴田政府委員 産業用電力につきまして非課税措置をとつて参りましたゆゑは、電気料金というものが原料と同じような価値を持つと申しますか、それほど大きなウェイトを占めておるといふものについて、産業の立場に立つて非課税措置を考へてきたというのが現状でございますが、今日その品目が非常にふえてきておる。ふえてきておることがどういふことになりましてかというところ、ふえるにつしましては一応基準を設けておるわけでございまして、その基準の前としまして非常にアンバランスになる。つまり基準に合格したものは非課税になりますけれども、基準から少しはずれたものはまるまるかかつてしまふ。その辺の不合理をどうするかという問題がだんだん出て参つておるわけでございまして。私どもが電気ガス税の将来の問題を基本的に考へます場合には、産業電力の非課税の問題も、既得権云々の問題にこだわることなく、基本的に考え直すべきである、かように考えております。

○宇野委員 続いて住民税に關しましてお尋ねいたしておきたいと思ひますが、資料を見させていただきますと、今なおただし書き方式を採用しておる団体の方が非常に多いらしいと聞いています。その数大体八四〇といふことが示されております。その中におきましても、また本文方式の採用団体におきましても、準拠税率を超過して税金をとつておるといふふうな団体も非常に多いらしいと聞いています。しかしこれを考へてみますと、これからおいおいとそれらの町村が、今行政の条件も非常に複雑になつて参りまして、仕事が多いことは当然なのでございまして、仕事が、仕事が多いから当然税金をたくさんとらなくちゃならないといふので、これはいつまでたつても、仕事が減らない限りこの方式は改められないものと思つておる次第であります。しかしすでに自治省におきましては幾つかの法案を出されておる。たとえば新産業都市法であるとか、あるいはまた低開発工業促進法であるとか、続いて地方開発事業法であるとか、いろいろなそういう経済面あるいは地域格差の是正といったふうな法案を準備され、また施行しておられるわけでございまして、が、そうなつて参りました場合に、これからだんだんと団体が大きくなつていく、その場合に各団体において、昭和三十六年度ですか、定められた通り二者択一の線、今なおただし書きを採用せざるを得ないといふ団体については、今後どういふふうな措置をしてやられるのか、この際はつきり何つておきたいと思つたのであります。概してそういう町村といふものは、非常に貧弱町村であります。貧弱町村

であるにもかかわらず皆さんの仕事をかかえておる。だから本文方式になかなか切りかえられない。切りかえようとするならば、その財源の補てんを考へてやらなければならぬ。またそれをしないことには、低開発地域促進法の指定を受けなくても、工場は、あそこへ行けば住民税が高いから遠慮しようじゃないかということになつて、せっかく仏をつくつても魂を入れないということになるのじゃないかと思ふ次第であります。

従いまして本文方式とただし書き方式という二つの問題点から考えますならば、大体本文方式に統一をしてやろうというふうな気持があるのかないのか、またその場合財源措置としてはどうされるのかという問題も出てくるのだらうと思ひます。あるいはまた本文方式に統一をし過ぎてしまひますと、大体三分の一程度の納税義務者が減つてしまふから、これまた町村財政に重大なる影響を及ぼすというふうなことも考へないわけには参りません。従いまして、その点に關しまして自治省としてはどのような考へなのか。今後ただし書き方式の町村に対しては、どのような指導をされていくのか、またどのような処置によってそれを健全な姿にさせてあげるのか、この点の御見解がありましたら一つお話しただきたいと思ひます。

○柴田政府委員 今年住民税、特に府県民税の改正を行ないました際に、住民税問題でいろいろ御迷惑をかけたのでございしますが、その際住民税の基本問題というのは、調べてみますれば、やはり市町村民税の二つの課税方式という問題にあることがはつきり

わかつたわけでありまして、御承知のように住民税につきましては、従来五つありました課税方式を二つに統合してきたわけでありまして、従いまして方向としては、二つの課税方式というものは、将来は何かの形で一本にするという方向をとるべきものだらうとわれわれは考へておるわけでございします。ただ御指摘のように、ただし書き方式採用の町村につきまして、これを簡単に本文方式にしてしまひますと、非常な減収が生ずる。もう一つは、納税義務者というものが激減をしてしまふというところは、住民税の本質が変わるといふことであり、変える必要があれば変えることにやぶさかではございませぬけれども、それがいいか悪いかという基本問題がございします。そこで住民税につきましては、やはり本文、ただし書きとありまして、本文方式というものが原則になつておるわけでございしますので、本文方式をとれるところは本文方式をとつたらいい、財政事情にらみ合せてつづつそういう方向に指導はして参つておりますけれども、ただし書き方式と本文方式との負担の較差を解消するということになつて参りますと、少し詳細な調査をしなければならぬ。それに於て加へまして、ただし書き方式をとつておりながら、しかも準拠税率を大幅にこえておる団体が多々ある、こういうことでございします。これをまず準拠税率近くまで持つていくということがまずやるべき一つの仕事じゃないか。その上でこの両方式の統合問題というものを考へていく、こういう順序を踏まざるを得ないのではないかとわれわれは考へておるわけでございします。では、なぜだ

し書き方式をとつておるのか、なぜ準拠税率をこえて課税しておるのかといふことであります。実は個々の市町村について事情が明らかでございませぬ。これはやはり詳しいに調べまして、そして交付税の財源措置が悪ければこれを直していつて、そのところでは必要な率に持つていかねばならぬ。まことに、それからまた、かりに本文方式に持つていくといたしましても、この場合にどういふ姿が個々の市町村で出てくるか。またごくへんびな市町村で、大ていのものがあまり納税義務者の激減が起る心配がないといふこととあれば、本文方式に統合していく方式をとつてもおかしくない。しかしそれも逆な姿を描きますと、住民税といふものの基本問題に触れるわけでありまして、その辺は十分具体的な調査をしてみなければならぬのじゃないか。私も本年はさつそく具体的な調査をしてみたい。そうしてその上で統合の基本方法といふものを考へていきたい、さように考へておる次第でございします。

○宇野委員 住民は、最近税金というものに非常に敏感になつております。従いまして、国税は下がつたが地方税が上がつたという去年のような事態が起つたわけでありまして、現に私も町長選挙あるいは村長選挙があつたのですが、やはり新人が出まして税金をまけるという、その人が勝つてしまふといふほどこの問題が住民には直接の關係があるといふことは、今さら言うまでもありません。ところがやはりこれは自治省といたしましてはつきりした見解をとつていかぬと、現職の

町長さんとかばうわけではありませんが、たとえば現職の町長が、今までただし書き方式に基づいて相当事業をやつて、事業ができたから、ただし書き方式でしばらくの間ごんばう賜わらなくちゃならないというふうな政策をとつておられますが、今度町長に変わらして、ただし書き方式を改めるのだといふことになつてしまひますと、たちまち歳入欠陥を生じてしまふ。やつておるところの継続中の事業ができないうふうな事態で、非常に自治体を混乱に陥れておるといふ例もたくさんあるわけでありまして、従いまして、この問題は各所体にいろいろ事情がございしまふが、一つ早急に自治省の方で御調査の上よろしく御指導願ひたいと思ひます。なおかつ準拠税率それ自体に關しましても、今お話をするように準拠税率に近いところまで持つていかして、その後本文方式に統一するかいなかといふことを考へる順序としたい、こういうふうに行なつたけれども、準拠税率そのものの自体が、今日のままほつておきますならば、どうしてもそれを超過して税金を徴収するといふ町村が多いのではなからうと思ひますから、これに關しましては、一定税率であるとかあるいは標準税率であるとか、そういうものについて、それを超過したものは何か制限を加へるといふような方法はできないものであつかう。

○柴田政府委員 その問題は、一つの御意見だとわれわれは考へておるのでございしますが、ただ住民税というものが、市町村財政の中でどういふ位置づけをされておるかという問題と関連するわけではございします。そのうち

に割り切るわけには実は参らぬと思ひます。と申しますのは、今日住民税、特に市町村民税といふものは、市町村財政の中の基幹的な税目でございます。つまり財政の弾力といふものを、税制上は住民税に求めておるといふのが今日の税制の仕組みでございします。そうしますと、準拠税率を標準税率に変へるといふ問題は、一つの考え方であらうと思ひますけれども、制限税率を設けることのよしあしといふものは、将来の市町村の財政運営を考へていきます場合には、一体市町村の財政の弾力、最後のよりどころをどこに置くかといふことにならうかと思ひます。現在の税制では、それを市町村民税に置いておる。従つてまた固定資産税に置いておる。これは事柄の性質上、これに弾力を置くわけには参らぬといふことから出ておるのであらうと思ひますが、そこで、もし住民税についてそういう処置をとりますと、それでは将来の市町村の財政運営の最後の弾力といふものをどこに置くか、こういうむづかしい問題が起きて参ります。従つて、簡単にそのところを割り切るわけにはいかぬのだらうといふようにわれわれは考へておるわけでございします。ただ、準拠税率といふものに対する市町村の近づけたいという、なるべく特別の事情がなければ、準拠税率によつて課税をするといふ方法によらしめることが、適当なことはもちろんでございします。私もそういう立場で指導して参りましたし、今後も機会あるごとに、特別の事情がなければ準拠税率によるようにといふことも言い、また特別交付税の配

分等についても、そういうことを考慮に入れて配分をしているわけでござい

ます。

○宇野委員 その点を私は、もう少し税務局長もはつきりしたお考えを持っていただきたいと思ひます。先ほどもちよつと出ましたけれども、昭和二十九年、三十年あたりには、町村合併に引き続いて、時の自治庁長官は、府県合同あるいは道州制にしなければならぬということを強く叫ばれました。それがいろいろな事情から流れてしまいましたけれども、今日それを叫ばなくても、現実に行政境界等を統一しなくても、今日はすでに広域経済性というものを各地方が持ちつつある時代であります。また、それを持たせていかなければならない時代です。そこに所得格差の是正とか、地域格差の是正とかいうようなことを、私たちは政策として推進しておるわけですか、

ところが、今のようなお話を承っておりますと、私は一つ自治省に小言を言っておきたいと思うのですが、どうも自治省は、各省から何かいじめられて防衛の立場に立つて、少しも攻撃をするという立場にない。昨日も建設大臣が、河川法の改正の問題について一言言われると、自治省の方は守る立場に立っておる。あるいは新産業都市それ自体につきましても、あの法律の中を調べてみますと、はたして自治省が、そうした都市に対して完全なる主導性を握って、今後それらの町村をどういうふうに導いていくかということが、少しも書かれていない。合併した方がよろしいとか、合併した方が妥当でしようというふうな程度で、合併をした方が断固としていいんだとか、絶対

的な自信がどこにも出ていない。あるいはトロント方式をとるとか、協議体方式をとるとか、そうした方が、広域経済都市ではますます住民の負担が軽減して、合理化されて、そうしてその福祉は向上いたしますよというふうな、前向きな姿勢がどこにも出ておらない。だから私はこうした面において、もちろんこれは直接税務局長の關係ではございますまいけれども、これからは、そうした広域経済性を持たすことにおいて住民の意欲を高めて、そこに経済が一つであるならば、やはり行政区画も一つになった方が便利じゃないかというふうな形になっていった方が、日本はいいと思うのです。その方が、ほんとうの地方自治の姿を整えるんだと思うのです。すでにそのような態勢が、全国においても芽ばえております。北九州においては、大きな都市が誕生いたしました。あるいはその他百万都市をつくらうというふうなこともいわれております。また来年度になりますと、新産業都市が誕生いたしますでしょう。そうした場合を考えると、もう少しはつきりした見解をお持ちになって、税の調査会がこういうたからどうのこうのというのじゃなく、自治省自体がもっと前向きの税制改革を考えなければならぬ事態がきておるのじゃないかと私は考える。現に新産業都市一つをとりますと、私の県は八十六万しか県民がおりませんが、今予定しております新産業都市の地域には、住民が四十万おります。し

かば、一つの都市が人口四十万で、あとの四十六万が五、六十カ町村に分れておる。それが同様の市町村でござい

ます、というふうな地方自治というもの、今後は、今後門閥に運営されるかどうか。あるいはその間にございまして、当然税金等において、あの町村は本文方式だろうが、ただし書き方式だろうかというふうな問題も出て参ります。あるいは固定資産税の問題に参りまして、そういうふうな問題が出て参ります。そうしたことを考えた場合に、やはり五年先、十年先のことを考えて、今からこうするのだというくらい、前向きの姿勢を私はとっていただきたいと思ふのであります。従いまして、住民税のことに関しましては、なるほど住民税は、税制の建前上最も弾力性を持たしておかなくちゃならない問題であるから、そう厳しい制限をつけるとか、つけぬとかいうようなことも慎重に考えております。どういふ御答弁は、一応御答弁としてはそれ以上言えないかも知れませんが、もう少しはつきりしたお考えを、私は税制の上においても持っていたきたい、かように考えておる次第であります。そこで、事業税のことに関しましては、とお尋ねいたしておきたいと思ひますが、これも府県税の中で、最もウェイトの高い税金であります。ところが従来から、事業税というのはまことに不合理だ、中小企業をいじめるとの、いろいろ論議もございまして、けれども、しかしその論議が、どちらが正しいかどうか、これは一概に片づけるわけには参りません。しかし、今後とも事業税に参りまして、その軽減と合理化をはかつていかなくちゃならないことは論を待ちません。しかし、この合理化という点から今日の事態をながめてみますと、現に農村の工業化等々によりまして、大会社あるいは大工場等が、相当いかに進出して参りました。ところがそれが法人であるがために、いわゆる決算において赤字を出しますと、事業税というものは一文も払わなくても済んでおるといふふうなあんばいでありまして、従業員を相当抱え、また相当派手な事業活動をやっており、はた目から見ても、あのよう

な会社が税金を払わなくておかしいじゃないかというふうな会社は、税金を納めておらないところがたくさんございまして、にもかかわらず、小さな商店街におきましては、おばあさん一人があめを売っておりまして、事業税はかかっております。こういうことを考えてみますと、やはりここに合理化という問題を真剣に論ぜざるを得ません。従いまして、こうした事態がなせ起こるかというのを考えてみますと、言うならば、今日の事業税というもの、所得税というものに乘っかって生まれてきているというところに、最も重大な原因があるのじゃないかと私は考える次第であります。従いまして、こういう方式は当然、今後農村の工業化、あるいはまた地域格差の是正、今日のあらゆるそうした法律の上からながめてみますと、非常に問題になるところではないかと、私はこう考えますが、今日のままのあの税金の徴収、計算でいいのかわるか。むしろそれは、売上高に依拠してかけてみようというところを検討されたかどうか。もちろん売上高と申しましても、その中のマージンの密度によって多分に変わって参ります。あるいは付加

価値的なかけ方はどうだろう。言うならば、外形標準というものを標準として一つ事業税を改めよう、そういうふうなお気持はないのか、今日のあの姿が一番合理的なんだと思はれるのか、その点を一つお伺いいたしておきたいと思ひます。

○柴田政府委員 広域行政と税制の關係についてお話がございました。私も今日の行政の進展に關連をして、現行地方税制そのものが、曲り角にきておるとおっしゃることにつきまして、は異論はございません。もとより地方税制を将来どう持っていくかということにつきましては、この辺で根本的に考え方を變更せざるを得ないだろう、またすべきであると考えておる次第であります。ただ先ほど来、住民税のお話に關連して、そういう問題もあればこそ、標準税率、制限税率論というもの、簡単に割り切れぬということをお話をしたわけであります。

なお、事業税につきましてお話がございましたが、事業税につきましては、私どもとしましては、実は前から今日の所得一本の課税標準のとり方が不必要な混乱を起こさしておるの、であつて、できればその性格からいって外形標準的なものを加味すべきじゃないかという見解をずっととつて参っております。現に、法案の日の目を見ませんでした。私が課長をしておりまして、そういう案を立案したこともございまして、ただこの問題は、企業課税というものの一環として、広く国税、地方税を通ずる税制の中で議論をすべしというところに政府内部ではなつておりました。税制調査会で検討をいたしておりますので、政府としての

措置をきめますのはこの答申が出てからだと思いますけれども、私どももいたしましては御意見に全く同感でございます。

○永田委員長 久保田岡次君。

○久保田(四)委員 あるいは宇野議員と重複の点があるかもしれませんが、私がお伺いしたいのは、第一点としましては地方税に對しての基本的な問題から少し入っていきたいと思います。

新しい憲法ができて、主権在民の原則が打ち立てられたわけですが、その中で、いわゆる地方自治体の強化、これによりまして、地方自治法のもとでそれぞれ秩序ある自治体の運営がされておるわけですが、何と云っても行政の衰へにつぎましては財政が最も大切でありますけれども、その財政力に對しまして、一体自主財源というものが地方団体においてどういふうな比重を占めなければならないか、これは大きな問題であります。この点を一つ局長の方からちょっと御説明願いたい、こう思います。

○柴田政府委員 地方財政計画上では税収入の総収入中に占める割合は四〇％ということになっておりますが、これは団体によりましていろいろ違います。府県では大体税収入が二〇％以上を占めるものは数えるほどしかございません。ほとんどの府県は二〇％以下でございます。市に参りまして、五大市は別といたしまして、まあ府県よりは多少ましでございますけれども、まだ税収の占める地位は低うございます。従つて、これを増強していくということになるわけでございますが、増強していくにつきまして、今の

日の国民租税負担の現状から考えていきますならば、どうしても国と地方との間で税源のやりとりをするというのと以外にないだろう、そして国の税源というものを地方に移していくという方向をとっていかざるを得ない。そのためには当然事務の再配分というやうな問題もからまつてくるわけでございしますが、そういう問題も検討しながら、国の税源を逐次地方に移していくという方向をとっていかざるを得ないのだからと思つて。しかしながらそういう方法をとりましてもどうしても税源のふえないところもあるわけでございします。そもそも税源のないところに税源の与えようがございせんので、こういうところにつきましては、やはり地域開発と申しますか、積極的に開発して税源を養つていくという方法をとりまざるを得ない。この二木立で地方自治の基盤を増強していくという方向を進めていくべきではないか。結論的に申し上げますと、国と地方との間の税源の再配分という手段、同時に後進地域の開発を通ずる税源の涵養、この二つを並行して自治の基盤であります税源を養つていく、こういう方法以外にはないのじやなからうかと考えております。

○久保田(四)委員 今局長が言われておるのは、地方団体に税源を与えてもいい、やはり地方住民に對しての財政力をつけてやるということが最も大切だということでありまして、私のお伺いしたいのは、要するにこの地方財政計画の中で地方税の比重というものがいかに大切であるかということをお聞きしたかったわけですが、この点はどうですか。

○柴田政府委員 先ほど申し上げましたように、比重といたしましては四割でございますけれども、この比重は理想と考へておりません。低いと考へております。

○久保田(四)委員 確かに低いということも局長も言われましたが、この三十八年度の地方財政計画の説明の中で歳入構成費を一つ見ていきたい、こゝう思います。地方税が四〇％、地方交付税が二一％、国庫支出金が二八％、雑収入が四％でありまして、三十七年度に比しまして地方税及び雑収入がおののち減つておるわけですが、いわゆる税源といふものが減つておるが、地方交付税及び国庫支出金があるに、一歩ずつふえておるわけですが、これを見て国への依存度といふものが何かに非常に多くなつてきたと思ふ。先ほど私が申し上げましたいわゆる地方自治の強化といふ点から今度の財政計画を見ると、どうも私は納得がでないわけですが、こういうふうな問題につきまして、一体局長としてどんなふうな考へを持っておられますか。

○柴田政府委員 比率が下がつておりますのは御指摘の通りであります。これは税の立場から申し上げますと、経済の見通しがあまりよくないということから、税の自然増収が従来に比べて伸び悩んでおるといふこと、一方国の方は前年度の剰余金が相当ある、この剰余金を使って公共投資をやつておる、そういう関係で国庫支出金が増えているわけでありまして、この財源は税の伸びそのものからいいますと国もやはり伸び悩んでおるので、地方税だけではございせんが、剰余金を使つて国庫支出金を出しておる、こういうこ

とだろうと思ひます。交付税につきましては、伸長度から言いますと、これは国税の中では一番伸長度の強い税金でもございしますので、一般の税金の伸び悩んでいる中ではなお三税が伸びておるので、勢い交付税も伸びておる。交付税が伸びるよりも地方税そのものが伸びることが望ましいことは申し上げるまでもございせんが、経済の全体の状況からいふやうな姿にならざるを得なかつた、これはやむを得ないことだと考へております。

○久保田(四)委員 重ねて私が申し上げるのは、今の地方自治の強化といふ点に對しては、どうしても独立税源といふものを付与しなければ、これはどうしても国の方へ陳情するといふことになつて、私も非常に困るわけなんです。交付税をふやしてくれとか、特交をどうするといふことといふやうな問題、こゝの点は憲法の原則にのつてどうしても自主税源といふものを付与してやらなければならぬ、こういうふうに私は考へるわけですが、そこで、三十八年度の地方税の収入見込みは一兆五千八百十二億、前年度に比しまして一三・七％、こういうふうな増になつておるわけですが、ところが三十七年度を基準にしましたときに、三十六年度からの伸びといふものは二・二％あった。今度は非常に落ちておるわけですが、こういうふうな鈍化している原因といふものは一体どんなところから来ておるのか。

○柴田政府委員 主として法人関係の租税でございします。法人関係の租税が非常に伸び悩んでおります。三十八年度の経済見通し等から見まして、御承知のように前半はむしろ若干下がるの

ではないか。下半期には景気は持ち直すといふ見通しはありますけれども、その関係から法人税関係の租税の伸びが期待できない。その関係で増加比率が下がつておるわけでございします。

○久保田(四)委員 景気の動向によつて非常に左右されておる、こういうふうな結論になるわけでありまして、この財政計画の中で第十表の地方税収入見込み額、この中でいわゆる道府県税の収入の半分を大体におきまして事業税が占めておるわけですが、しかもその事業税の伸び率といふものが、この中で一〇・六％といふ数字が出ておるわけですが、三十七年度に比しますと、二百三十八億五千五百方——三十七年度の伸び率は一八・七％あったわけですが、特にこれは法人事業税において非常に著しいわけでありまして、この中で法人事業税の増収が百九十八億四千万円、伸び率が九・四％、これを前年度に比較して見ますと、三百六十三億の増が計上されておるわけでありまして、こういうふうな面を見たとときに、法人事業税が非常に変わつてきているといふやうなところの問題ですけれども、この変わつておる点の原因はどこから来ておるのか。

○降矢説明員 お答え申し上げます。法人事業税は、先ほど御質問がございましたように、国の法人税と同じ課税所得をとつておるわけでございします。税収見込みといたしましては、三十八年度の経済見通しにつきましては局長が申し述べましたやうな、上半期は伸び悩んで下半期は少し上向くであろう、こういう見通しになつておりますので、法人税の課税所得の計算それ自体が、先ほど先生の御指摘のありま

したように、三十七年から三十八年に
対して一〇九〇程度でございます。従
いまして、課税標準が同じでございます
ので、そういう経済の全般の見通し
からして法人事業税についても同じよ
うな見通しといたしまして三十七年当
初から三十八年当初に對しては一〇
九、こういう数字になっておるわけ
でございます。

○久保田(円)委員 法人事業税の伸び
というものは、不景気になってくると
ずっと縮んでくるというような線が現
われておるわけです。ことしについて
考えてみますと、特に私も心配する
のは、選挙がある。そういうときには、
いわゆる政治的な予算ということから、
各地方団体において、議会の方から
の相当の要望があるために、いろいろ
の単独事業などが相当見込まれてくる
と思うのです。そういう中で、今年度
は景気が悪ければ、事業税というものが
ずっと縮んでくる。一方では選挙が
あるために、財政規模は相当大きくし
なければならぬ。ここに私は悩みが出
てくるのではないかと思います。こ
ういう点については局長としてのど
うにお考えですか。

○柴田政府委員 御質問の趣旨は、お
そらく、伸長度の激しい税金だけにた
よることは、税制としてどんなもので
あろうかというお尋ねかと存じます。
私も、おっしゃるよう伸長度一
本だけの税制というものにつきまして
は、やはり私も多少疑問は持つて
おるわけでございまして、従って安定
性のある税金と組み合わせて税制とい
うものをつくるべきだと考えておりま
すけれども、今日の状態では、やはり
地方税制の中心というものは、安定度

というものを中心に考えるのではなく
して、むしろ伸長度というものを中心
に置くべきではなからうか。つまりこ
んなに世の中が変動して参ります場合
におきましては、地方団体の事業とい
うものは幾らでもある。幾らでもある
仕事に對しては、幾らでもある。伸
長度を持つ税収入をもって税制を考
えていくことが望ましい。ただ伸長度の
激しいものには對しましては、年度間に
激変をいたしますものにつきまして
は、財政そのものの運営として別に調
整制度が設けられておりますし、現に
それぞれの地方団体で、税収入がうん
とあります場合に、財政の変動に對す
る年度間調整として積立金を持つてお
るような団体もあるわけでありませ
う。

従って、そういう制度の運用によつ
て、その間の変動には対処すべきであ
る。税制の基本として、地方団体とい
えどもこういう時代におきましては、
安定性よりかむしろ伸長度というもの
に中心を置くべきではないか、かよう
に考えております。

○久保田(円)委員 市町村民税につ
きましては、市町村におきましては、こ
れは市町村を異にしておることによつ
て、甲の地区においては税が軽く、乙
の町村においては税が重いというよう
なことをたまたま聞くわけでありませ
うけれども、この問題は委員会におきま
してもたまたま指摘されておるわけで
あります。いまだにそれが解決できず
に今日に至つておるわけです。こ
ういふうな点に對する局長の見解を伺
いたい。

○柴田政府委員 だんだん世の中が発
展して参りまして、地方団体間の地理
的、時間的な距離が縮まって参ります

と、どうしても地方団体の提供する
サービスについて、逐次水準の近寄り
という現象が起ります。同時にまた
負担の極端な格差というものを是正せ
よという要求が起ります。これは自然
の姿ではないかと考えております。従
つて住民税につきまして、今日のよう
な町村間におきまして、今日の格差
が決して望ましい状態とは考えており
ません。これは直すべきだと考えてお
るのであります。先ほど来御答弁申
し上げておる通りであります。ただ
直すについてはそうせつかちに結論を
出すにはあまりに大きな問題であるか
ら、扱いについては慎重を期したい。
こういうことを申し上げておるわけ
であります。

○久保田(円)委員 こういうふうな点
もあるんじゃないかと思ひますが、要
するに課税方式において、本文方式と
ただし書き方式と、こういうところの
採用点が大なる比重を占めておりま
す。これは税制調査会においてもち
ろん検討はしておりますけれども、こ
れを統一をしてやる方法というふうな
問題も一点は考えられるわけです。こ
ういふような点における弊害とい
うものがどんな場合になつておるのか、
現在ただし書き方式を大に採用して
おる町村が非常に多いわけであ
るが、要するに準拠税率以上にさらに
かけてやつておるというところもある。
やはりこんなところから問題を解決し
ないと、甲の町村と乙の町村という
ものの、いろいろの住民からの批判を聞
いてくると、——ここの点はど
うです。

○柴田政府委員 私どもこの課税方
式、現在の二つの課税方式を一本にせ

よという御意見には異論はございま
せん。その方向に進んでいくべきもの
だと考えております。ただ御指摘のよ
うに、現在町村の半分くらいが準拠
税率をこえて課税しておるのでござ
いますし、また八〇〇以上の団体が本
文によらずにただし書きをとつてお
る。その状態を、かりに一本化の方
向をたどるにいたしまして、その実
態を明らかにしていかねばならぬ。財
源措置のあり方がまちまちの、ある
いはうでない、全く市町村独自の財
政需要があつてやつておるのか、そ
の辺のところを詳細に調べてみま
せん、一本化の方向の問題も見出せ
ません、またどういふ方向で解消し
ていくかという問題も簡単には結
論は出ない。そこで私も早くその実
態を明らかにした上で方向を見出し
たい。考えておるわけでありませ
う。超過課税をいたしますこと自身
につきまして、私も異論を、それはけ
しからぬというふうな考えを持つて
おるわけではございませんが、それ
では財政需要があり、住民が賛同す
るものでございませうれば、超過課
税を、これは自治の建前から考え
れば許されることだと思つてござ
いますけれども、ただ超過課税をし
なければ財政が持たぬということ
でありませうれば、その中身を明
らかにして、財源措置が足りな
ければ財源措置を増すべきものだ
と考へておるわけでございます。従
つて方向としては、本文方式に移
行できるものは移行することを積極
的に指導いたして参りますし、準
拠税率の超過課税をとらざるを得
ないものについては、財源措置が
不足しておりますれば財源措置を

講じて準拠税率に近づけていく、そ
して、かたがたその実態を明らか
にしながら課税方式の統一化の方
向を見出していきたい、かような
方向で考えていきたいと思つて
おる次第でございます。

○久保田(円)委員 各町村の財政が十
分であれば、何も好んでただし書き
方式をかける必要はないと思ひま
す。それより以上に、またさらに
考へてやつてくる、そこに問題点
が非常に多いところ、町村の財政
の苦しいところ、これを究明する
ことが非常に私には大切だと思
ひます。そこらの点がまだ、今の
局長の点もそれに触れておりました
けれども、しかし何かうまい方法
があるか、そこらの点はどうか
か。

○柴田政府委員 これは全体がそう
だといふわけではございませんが、
個人の感覚と申しますか体験から
いいますれば、この超過課税を行
なつて財政運営をいたしております
中身というものは、複雑だと思ひ
ます。その中には行政秩序の乱れ
ておるもの、財政秩序の乱れて
おるもの、財政秩序の乱れてお
るもの、財政秩序の乱れておる
もの、財政秩序の乱れておるもの
が寄つておるものもございま
すし、財政秩序の乱れておるもの
が寄つておるものもございま
す。町村が自発的に、ごく臨時的
な経費をまかなう財源として、準
拠税率の超過課税によつておる
ものもございませう。いろいろある
わけではございませう。それを振
り分けて、行政秩序でもつた
ただすことによつて措置をする
し、財政秩序の是正によつて措
置できるものはそれによつて措
置するし、財源措置によつて措
置すべきものは財源措置によつ
て措置する、こういう方向を
やばりといふかなければ、ただ漫

○久保田(円)委員 この本文方式とい
わゆるただし書き方式というところに
問題点があるのですけれども、これを
合理性を持ってやるという、これが私
は非常に大切だと思うのです。この点
はいろいろな今後の問題点として大
いにやっていただきたい、こういうふ
うに考えるわけです。

それから、いよいよ今年度から貿易の自由化という問題が国内を広くあおってくるわけでありませうけれども、こういうふうな中に立って、各地方にありますが、そのそれぞれの中小企業、あるいはそのほかの事業関係におきまして、そのしわ寄せというものは相当出てくると思うのです。一方においては、この貿易自由化に對しまして、いろいろ課税に對しましても減免措置を一体どうするかというようなことが、重要産業においても取りざたされております。たとえば、聞くところによりますと、新聞にもちよつとありました、いわゆる電気ガス税、これにつきまして特定の産業、これはどうしても競争に打ち勝つためには何とか減税措置をしてやらなくちゃならぬ、こういうふうな問題があったように聞きます。また政府としましてこの問題につきましてはいろいろ自治省、通産省というような間柄において検討されたということも聞いております。が、こういう貿易自由化の中に立って、地方団体においては、いわゆる税源

○柴田政府委員　御指摘の問題はまことに大きな、そしてむずかしい問題だと考えておりますが、われわれといたなしまして、それに対して明確な方針を持たなければならぬということも、重承承知しておるわけでございます。私ども一般的には、経済政策というものについて税制が協力していきます場合には、政策問題というものと税の本質

であります負担の公平というものをどう調和するかという、むずかしい問題に突き当たるわけでありますが、まあ経済一般に対して、一体地方税がどのような形でどのような協力をすべきかという限界、原則と申しますか、こういうものが現在ない。一般的に言いますならば、むしろやはりその持ちます効果から言いまして、国税というものがそういう場合の立役者になるべきだ。地方税といたしましては、その措置が地方団体の利害を越えて、ほんとうに国家的見地から、万般の手段を尽くしてなおかつ地方税制に協力を求めるべしという場合には、地方税といたしましては欣然と協力していく、こういう態度をとるべきじゃなからうか。一般的にはそう考えておるわけでございます。具体的に、じゃどうすればいいかというのは、税目と企業の実態に応じて判断をしていかなければならぬと思います。問題が問題で、非常に太きゅうございますが、現に政府の税制調査会では、この問題を第一の問題として審議をしておるのでございます。

○久保田(田)委員 今電気ガス税の一歩引き下げに對しまして、見返りとしてたばこ消費税を上げてやるという考え方、来年もそんな方法でやつたらいいじゃないか、再来年もというように声も聞いておるわけです。だんだん引き下げていって、電気ガス税というのは、俗に言えば、米とか水とかいふようなところまでも考えられるよう

な態勢にわれわれは考えられるわけですから、そういう中に立ちまゐりて、いわゆるかわり財源というものをも今度与えて、それでプラス・マイナス・ゼロにしていこうというふうな考え方でありますけれども、電気ガス税を下げても、地方団体によっては非常に差ができてくる地方団体があると思ひます。たとえば大都市とそうでない地域で、たばこ消費税の方はそういうふうな關係が平均してマツちされるかどうかという問題が考えられるわけでありますけれども、そういう考え方であります。ただ、事案將來考へておるわけですか。だんだん引き下げていって、しまいいにはなくしてやろう、こういうふうな考え方です。

同時に、いま一つ聞きたいのは、一番重要な産業について電力を多く使つておる、これはある一定度の基準があるわけでありますけれども、そういうふうなところにつきましては、いわゆる減免措置が講じられておるわけですか。こういう一般家庭と重要産業部門につきましての電気料の課税に対する

○柴田政府委員 電気ガス税を課税いたしてあります。根拠は、御承知のように生活必需品に課税をするという考え方にはなくして、むしろ電気ガスの消費というものに担税力を見出して、所得税の補完税的な役割で課税していく、これが今日までの電気ガス税の課税の仕方でありますが、しかしながらおっしゃるように、非常に低額所得者

に對しましては、御意見のような節がないことはない。そこで去年でしかたか、おととしてしたか、免税点制度を設けて、低額の者につきましたは非課税措置をとったのであります。この免税点制度がいいか悪いか、つまり三百円という免税点が高いか低いかという問題があるわけであります。この合理化の問題はもちろん考えていかなければならぬ。ただ地方財政の立場から考えますと、電気ガス税そのものについて、そういつた免税点の問題あるいは税率の問題につきまして検討を預ねていかなければならぬ。税そのものとしましては、事務的に考えましたときには、世間でいわれるほどそう悪税の悪税たるものとは思えないのであります。ただそういつたむずかしい問題もございますし、また産業電力に對する課税の問題もいろいろな意味合いで多々問題になる点がございますので、電気ガス税という問題につきましては、今日もう一べん根本的にこれを検討しなればいかにぬだろう、そうして今お話になった方向をとるのか、ある

○久保田(円)委員 特に最近プロパンガスというのが家庭に非常に普及されてきた。また各地方団体も、今までガスの入っておらないところは、いわゆるLPG、液化性ガスが企業化されてきているわけです。最近においては何かというガス、これを自動車につけて、そうして燃料に使う、そういうところまで文化の水準というものがずっと上がってきた。そうすると今までの

ガスの考え方というもの、やはりこれらの点からも考え直していかなければならないという時期にきている。將來考えるということでまだその結論を見出せないという局長の考え方だけれども、今プロパンガスという問題が取り上げられている。これを一体どういうふうに処置したらいいだろうか、必ず問題が出てくると思います。業者間においてもおそらくその問題は出てくると思います。こういう点を考えたとき、これからどうするということではなくて、今度はこういうふうにするのだということがあるかどうか、その点を……。

○柴田政府委員　御指摘のように、プロパンガスに対してどういう取り扱いをするかという問題については、実は昨年

からもわれわれ内部では問題になつておりました。今度の改正にあたりましてその問題は検討いたしました。しかしこれにはたゞ課税技術上の問題もございまして、また低所得者対策という観点から、どの辺に線を引くかという問題もございまして。先ほど電気ガス税を根本的に再検討しなければならぬ段階だということを申し上げましたのは、おっしゃったような、そういう問題も含めてでございます。しかしこの問題は、のんびりと基本的に考え直すという意味合いではございません。早急に根本的な考え方を検討して結論を出したい、かように考えております。

に上つておりました。特に希望する者に免許を与えて、これを自由にとらすというふうな思想でもって、これを一貫して参つたわけでございまして、特に戦後国土の開発その他の事情、またハンターの激増等の事情もございまして、非常に鳥獣の数が減つて参つたわけでございまして。ただその定量的把握につきましましては、遺憾ながら十分な調査がまだ行なわれておらないわけでございまして、国際的に活動いたしておられます専門家の言等によりますれば、欧米におきまします鳥獣保護の行き届いた国に比べまして、わが国の鳥獣の密度は、約十分の一程度にしか達しないといふふうなことを言われておられるわけでございまして。またわが国におきまして、相当長くから狩猟その他鳥獣に関する調査等に従事しておりました専門家の言によりましても、昭和初期と現在とを比べて、非常に減つておるといふことも一致した意見でござい

まします。従いまして、その内容といたしましては、今まで必ずしも明確でございませんでした鳥獣保護事業計画というふうなものを、都道府県知事につくってもらひまして、それを実行する義務を負うてもらひ、あるいは鳥獣保護区、休猟区等に關します制度の改正を行なう、あるいは末端におきまして、広い山野で行なう狩猟の取り締まりその他の指導が、必ずしも行き届いておらないといふようなことからいたしまして、新たに鳥獣保護員というものを全国に約三千五百名程度設置をいたしまして、警察官あるいは県の事務職員等の手足となり耳目となつてこの適正化に協力をさせる、かような改正を行なうといふことである次第でござい

まします。○久保田(円)委員 課長が今説明をされましたが、確かに今までの狩猟法はとりつぱなし、今度の法律は鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律、こういうふうな法律の名称まで変わつてきたわけでありまして、その中で、第一条ノ二として、「都道府県知事ハ鳥獣ノ保護繁殖ヲ目的トスル事業(之ニ係ル狩猟ニ関スル取締メ含ム)以下鳥獣保護事業ト稱ス」ヲ実施スルヲ農林大臣ガ中央鳥獣審議会ノ意見ヲ開キ定ムル基準ニ従ヒ鳥獣保護事業計画ヲ樹ツルモノトス」として「鳥獣保護事業計画ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ定ムルモノトス」ということで「一 計画ノ期間 二 鳥獣保護区ノ設定及特別保護地区ノ指定並ニ休猟区ノ設定並ニ此等ノ整備ニ関スル事項 三 鳥獣ノ人工増殖及放鳥ニ関スル事項 四 有害鳥獣ノ駆除ニ関スル事項 五 鳥獣ノ棲息状況ノ調査ニ関スル事項 六 鳥獣保護事業ニ関スル啓蒙ニ関スル事項 七 鳥獣保護事業ノ実施ノ体制ノ整備其ノ他鳥獣保護事業ノ実施ノ為ニ必要ナル事項」、こういうふうなことを定めなければならぬけれども、一体これを定めて、今度あとの実施の段階に入るわけだけれども、この実施の段階に入るのに、県がどんなふうな方向で実施をやらせる考へですか。

す。いずれにいたしましても、これを実行いたしますにつきましては、相当な財源を要することは論を待たないところでございまして。今回地方税法の改正案として自治省の方から御提案になつておられます中で、狩猟者税を狩猟免許税に改め、目的税たる入猟税を創設するといふことがございまして。この目的税となりまして入猟税の方が主としてこの鳥獣保護事業計画の実施のための財源になる、かように考へておる次第でございまして。

○久保田(円)委員 昭和三十三年から改正狩猟法によつて固定資産税の課税が行なわれるわけでありましてけれども、現在その作業はどんな場合にやっておりますでしょうか。

○柴田政府委員 固定資産税の評価基準の改定作業は、現在固定資産評価制度審議会の答申に基づいて試案をつくりました。これを地方団体に示して意見を聞いております。かたがた基準地の調査を始めております。

○久保田(円)委員 それでは狩猟法の改正でちょっとお伺いしたいと思ひますが、今までの狩猟法を今度改正したその目的といふものを、簡単にいいからお話し願ひたいと思ひます。

○手束説明員 現行の狩猟法は天正七年に制定になりました。その後数回の改正を経ておりますが、大體骨格はそのまま踏襲されておつたわけでござい

○久保田(円)委員 そこで今度は局長が一つお尋ねしたいのですが、関連が

ます。その間が国におきまします鳥獣事情、狩猟事情は相當な変化をいたしてきておるわけでございます。以前は、自然に生息する鳥獣の数は、相當多数

に上つておりました。特に希望する者に免許を与えて、これを自由にとらすというふうな思想でもって、これを一貫して参つたわけでございまして、特に戦後国土の開発その他の事情、またハンターの激増等の事情もございまして、非常に鳥獣の数が減つて参つたわけでございまして。ただその定量的把握につきましましては、遺憾ながら十分な調査がまだ行なわれておらないわけでございまして、国際的に活動いたしておられます専門家の言等によりますれば、欧米におきまします鳥獣保護の行き届いた国に比べまして、わが国の鳥獣の密度は、約十分の一程度にしか達しないといふふうなことを言われておられるわけでございまして。またわが国におきまして、相当長くから狩猟その他鳥獣に関する調査等に従事しておりました専門家の言によりましても、昭和初期と現在とを比べて、非常に減つておるといふことも一致した意見でござい

まします。従いまして、その内容といたしましては、今まで必ずしも明確でございませんでした鳥獣保護事業計画というふうなものを、都道府県知事につくってもらひまして、それを実行する義務を負うてもらひ、あるいは鳥獣保護区、休猟区等に關します制度の改正を行なう、あるいは末端におきまして、広い山野で行なう狩猟の取り締まりその他の指導が、必ずしも行き届いておらないといふようなことからいたしまして、新たに鳥獣保護員というものを全国に約三千五百名程度設置をいたしまして、警察官あるいは県の事務職員等の手足となり耳目となつてこの適正化に協力をさせる、かような改正を行なうといふことである次第でござい

まします。○久保田(円)委員 課長が今説明をされましたが、確かに今までの狩猟法はとりつぱなし、今度の法律は鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律、こういうふうな法律の名称まで変わつてきたわけでありまして、その中で、第一条ノ二として、「都道府県知事ハ鳥獣ノ保護繁殖ヲ目的トスル事業(之ニ係ル狩猟ニ関スル取締メ含ム)以下鳥獣保護事業ト稱ス」ヲ実施スルヲ農林大臣ガ中央鳥獣審議会ノ意見ヲ開キ定ムル基準ニ従ヒ鳥獣保護事業計画ヲ樹ツルモノトス」として「鳥獣保護事業計画ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ定ムルモノトス」ということで「一 計画ノ期間 二 鳥獣保護区ノ設定及特別保護地区ノ指定並ニ休猟区ノ設定並ニ此等ノ整備ニ関スル事項 三 鳥獣ノ人工増殖及放鳥ニ関スル事項 四 有害鳥獣ノ駆除ニ関スル事項 五 鳥獣ノ棲息状況ノ調査ニ関スル事項 六 鳥獣保護事業ニ関スル啓蒙ニ関スル事項 七 鳥獣保護事業ノ実施ノ体制ノ整備其ノ他鳥獣保護事業ノ実施ノ為ニ必要ナル事項」、こういうふうなことを定めなければならぬけれども、一体これを定めて、今度あとの実施の段階に入るわけだけれども、この実施の段階に入るのに、県がどんなふうな方向で実施をやらせる考へですか。

○手束説明員 知事はこの第一条ノ二によりまして、ただいま御指摘の鳥獣保護事業計画を立てる義務を持つわけでございまして、これにつきましまして、次の第一条ノ三によりまして、国はこれに所要の指導、指導、援助等を行なう、知事はこの事業計画の達成をはかるため所要の措置を講ずる、かように規定されておるわけでござい

費が三千五百万、有害鳥獣駆除費が一
千九百万、職員費が四千三百万、計一
億一千四百万、鳥獣関係財源といたし
ましては六億以上あったわけですね。
その六億の中でいわゆる狩猟行政、こ
ういふ保護のために使われたものが約
一億円、あとは一般財源として都道府
県に入っておったわけでありまして、
でも、こういうふうな問題につきまし
てはもろもろ農林省と自治省に關係が
いろいろ分かれておったろうと思つて
います。今度の改正によると、狩猟者
税を廃して、狩猟免許税と目的税であ
るものの入猟税を創設をしたわけであ
ります。両方が都道府県知事の免許
を受けてやる。現行の狩猟者税が三千
六百万ですが、改正案は狩猟免許税が
千五百円、入猟税が千円、計二千五百
円、今度は千五百円安くなつておりま
す。今まで千八百円の狩猟者税、これ
が狩猟免許税が七百円になり、入猟
税が千円になつて千七百円、これは今
度は百円安くなつた。三種、これは空
銃でありまして、これが九百円
が八百円となつたように改正をされて
おりますけれども、この狩猟免許税、
入猟税の収入を大体どのくらい見てお
るか。今までは大体六億という線が出
ておりますけれども、この見解を
お聞かせ願ひたいと思います。

狩猟行政にしか使えない、そのほかの
ものに使いますれば、違法支出になり
ます。

民社の三党を代表いたしましたして、昭和
三十七年度分として交付すべき地方交
付税の総額の特例に関する法律案に対
する附帯決議案の趣旨説明を行ないた
と思ひます。

た交付税の全部は、当然その年度内に
交付されるべきものを、國の意思で一
方的に翌年度にこれを繰り越し使用す
るということは、地方財政の自主性を
著しくそこなうばかりでなく、法の趣
旨にも反するものと言わなければなり
ません。

は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

昭和三十七年度分として交付すべき
地方交付税の総額の特例に関する法律
案を議題といたします。

今日地方財政は、社会経済の急激
な進展に即応して増高する財政需要に
悩み、かつ住民からは行政水準の向上
が強く要請されているのでありまし
て、この際、交付税の一部を繰り越す
よりは、むしろ補正予算に伴う交付税
の増に直ちに對処し、交付税の全額を
年度内に交付できるよう、単位費用を
合理的かつ適当な額に改め、基準財政
需要額の増額をはかることが至当であ
り、これが國の地方公共団体に対する
責任と考へるのであります。

以上が本決議案を提出する理由であ
ります。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

〇久保田(円)委員 私に聞きたいの
は、この前と今度改正をしたときの増
減が聞きたいのです。増収になるかあ
るいは減収になつてしまふか。

した法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○永田委員長 次に、地方自治及び地方財政に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますのでこれを許します。金子岩三君。

○金子(岩)委員 大臣にお尋ねいたしますが、前回の四十二国会におきまして、篠田自治大臣は、知事の選挙の三選以上はおもしろくないというような御発言をされて、その後、いろいろ物議をかもして、総理からは、人物さえよければ四回でも五回でもいいじゃないかというような議論が出たりしたものでございます。公選による地方首長が、戦後新しい憲法によって制定されておるのでございますが、今日の地方自治体の選挙によるそのあとのしこりと申しますか、そういった点から、地方自治体が、今後憲法に基づいて自治の確立を果たすためには、絶対地方住民の公選でなければならぬといったようなことも、議論は当然成り立つと存じますけれども、今のわが国の地方自治体の住民の現況から見まして、あなたが私に公選必ずしも地方自治体の発展に寄与すること万全であるということは言えないのじゃないか。というのは、現況を大臣もよく御承知と思えますが、四年間、特に知事は程度の差こそあれ、選挙から切り離された県政の執行はやってないということ

を申し上げても私は過言じゃない、かように存するのでございます。従ってこういった全国的の一つの姿は、程度の差こそあれ、四十余都道府県に及ぼしておることは、ごなたも御承知のことと存じますが、問題は、最近、わが党で必ず公認をして、いわゆる自治体の首長の選挙に臨むという態度が現われておるのでございます。この党の態度は私は反対でございまして、地方自治の確立をやるために、住民の正直な意思によってその首長を定めることが正しいのであって、いわゆる一党一派に偏した知事あるいは市町村長をここに作り出すということは、今日のわが国の段階では私は百害あつて一利がない、かように存じておるのでございます。

こういった関係からしまして、来た四月に行なわれます地方統一選挙は、四年に一回しかない住民の生活に直結したいわゆる地方自治の構成を行なわんとする重大な選挙であるのでございまして。そのときにあたりまして、この党の考え方については、大臣も、これは自民党の、いわゆる政党内閣の閣僚の一員でございまして、現在政権を担当する閣僚の、しかも政党内閣である大臣は、一体私が申し上げておることに對してどういふような御所見をお持ちであるかということ、先ほど来申し上げました、この四月に行なわれます重大な地方住民の生活を左右する四年に一回の選挙でございまして、この選挙に臨みまして、もう当然知事と六市市長ですか、あるいは北九州を入れて七つの市長は、党の本部で公認をして、あくまで政党内閣であるいは政党内閣をつくらんとおるよう

でありまして、その下の市町村長に至りまして、やはり政党内閣をつくらなければならない、わが国の自治の確立をはかるためには万全な策であるというようにお考えになっていらっしゃるかどうかを、まずお尋ねしたいと思います。

○篠田国務大臣 まず、一番最初におっしゃいました、知事の三選以上はおもしろくないということを私が言ったということは、違っております。それは、この委員会におきまして、社会党の阪上安太郎君から、知事で四選も五選もする者がある、これは何らかの弊害はないだろうか、あるいは行政に非常に水がたまるかあるいはボウフラがわく、そういったことはないかという御質問がありました。それに対して私答えたのは、三選までは常識上わかる、これはいいじゃないか、しかし四選、五選ということになってくると、やはりあなたのおっしゃるような何らかの弊害というものがそこにあるということは否定できないのじゃないか、しかし、その弊害はものさしをもってはるべきではない弊害である、弊害の面もあるだろうし、プラスの面もあるだろう、だから多少の弊害があつても、プラスの面が多い場合は、野球でも完投投手というものがあつたから、完投させることもこれまた地方民の自由であらう。しかしボールばかり出して、ちっともストライクの出せないような者まで完投させる必要はないのだから、それは地方民の判断に任せるべきことであつて、あえて自治大臣の私がこれやわけて、それが各自各様に、自分の都合のいいように解釈をしまして、そ

して、いや自治大臣は三選以上はいけないと言つた、三選まではいいけれども四選、五選はいけないと言つたというやうなことで、選挙運動に逆用された、そういうきらいがあるわけです。私が申し上げましたのは、今申した通りであります。

その次に、県知事であるとか市長であるというやうな人を党が公認をするということが、いいことか悪いことか、こういうやうな御質問でございまして、いい悪いということとは、直ちに判断はできません。しかし、現在は政党内閣でございまして、自民党だけが公認しているわけではございません。社会党も公認し、時によって勝つてと思えば、その他の政党も公認をするし、本人の希望によつてまたそれがされるわけでありまして。ここに自治大臣といひまして、私がそういう地方自治体の長に對して公認をするということがいいか悪いか、これは政治上も實際上も非常に大きな問題でありまして、各党において、また各議員において研究を積み重ねなければならぬ問題であらう、こう思います。しかし今政党内閣である以上は、党が公認をする、本人が希望をして、また公認してもらいたい、そういう事実問題に對して、それが公認されているということまで私が自治大臣として批判をするということには行き過ぎである、こういうふうに考えております。

その次に、統一選挙にどういふ態度で臨むか、もちろんこれは自治省といひましては公明選挙運動を現在推進しております。選挙はあくまで公明でなければならぬ、そういう態度をもつて臨んでおります。また選挙違反であ

るとか、事前運動であるとか、悪質なものの對しては、私は国家公安委員長も兼ねておりますので、警察の立場におきましては、そういうものに対しては嚴重なる取り締りをするし、また非常に悪質なものの對しては事前にこれに對して警察が処置する、あるいは検察庁に送る、あるいは検察して調べ、そういうやうなこともやるように、私は公明選挙をやるために、また民主主義を確立するために、嚴重なる方針を示し、全国都道府県の本部長會議におきまして、その方針は再三繰返して述べているところであります。

最後に、町村長まで公認することはどうかというお話であります。私はまだ寡聞にして、町村長を公認しているところまでは聞いておりませんが、そういうところがあるかどうか、まだ存じません。

○金子(岩)委員 大事なことでございまして、大臣が自治大臣の立場で御言明なさることをお差し控へになることはよく承知いたしますが、最後の町村の問題でございまして、最後の町村の問題でございまして、これはいわゆる北九州を含めた七つの市と都道府県以外の、市町村長の選挙に公認をもつて臨むというやうな態度が濃厚である。その事例は、私の郷里に平戸市という町村合併による新しい市がございまして、有権者二万一千、人口四万三千の小さな、七つの町村が集まつた市でございまして、先般二月の十日に施行された選挙におきましては、自民党の県連が新しい候補を立てまして、長崎県は県連が二つに分裂してございまして、現職の市長を第一県連というものが推薦いたしました。激しい泥試合が行なわれたのでございまして。近く御承知の通

り統一選挙が始まるのでございますが、党の方針が、政党の立場から、政党政治だからむろん党勢拡張もせなければなりませんから、いわゆる議公人を公認してやるといことは、末端の町村まであるいはけつこうかもしれません。しかし私が申し上げておることは、六六市以下の人口二三十万のものから、二百数十のいわゆる町村合併によって生まれた新しい市、こういうものまで含めて、党の公認によるその自治体の首長を選ぶことがはたして妥当であるかどうかということ、自治大臣を離れて、政党の幹部として、大臣に御所見を御披露していただければ、大へん好都合と思うのでございます。

○篠田国務大臣 金子さんも御承知の通り、これは衆議院の地方行政委員会でございますが、私が出席していろいろの御質問に答えておるのも、自治大臣という公式な立場においてお答えをしているのであります。従いまして、党の方針をお聞きになりたいというなら、私以上の幹部がたくさんおるわけでありまして、総裁なり副総裁なり、幹事長なり総務会長なり、そういうところへ行ってお聞き願いたいと思っております。

○金子(岩)委員 先ほどからお尋ねしまして、大臣からお話がありました、来た統一選挙には重大な決意をもって臨むことになるという。従って、去る二十五日に、現職の地位利用制限、自治省地方選挙運動で通達、こういう記事が各新聞に出まして、その通達の内容はこれにちゃんとお示しになっておるようでございまして、この内容を確認いたしますと、主として各県の選挙

管理委員会から市町村長の選挙に対しての問い合わせがあったのでというような趣旨のもとに、この通達を発しておるようでございますが、昨年五月新しく通過制定されました法律を適用するのは、これを見ますと、いかにも市町村長の選挙にだけ適用が受けられるかのような印象を受ける内容になっておるのでございますが、この点これはどういう意味の通達であるか、一つ御説明願います。

○篠田国務大臣 実は地位利用の問題につきましては、金子さんも御承知の通り、新しい法律でありまして、前国会に成立した関係上、さきの参議院議員におきまして、一番大きく出てきたのは公務員の地位利用の違反でございました。ということは、やる本人もやられる者も、あまり地位利用ということの内容がわからぬというところに基因しておったのであります。そこで、その後に行なわれましていろいろの地方選挙につきましても、ある知事さんは、知事何々とは言わないで、ただ自分の名前だけで応援した。知事という名前をつけることは、地位利用になるのではないかとということ心配しまして、終始一貫応援演説には個人の名前で応援演説した。代議士の中にも私のところへ見えまして、どういことが地位利用だと言われた。私はその場合も、ある同僚の代議士に対して、特定な知事なら知事、市長なら市長というものと利害関係を持つ特定な人間あるいは団体に対して選挙運動をするということは、地位利用であるけれども、不特定多数の者に向かって、何々県知事何のだからして街頭演説な

り政策発表なりをするということは、これは決して、その中には共産党も社会党も自民党もおるという場合であれば、地位利用にはならないのだという話をしました。が、なかなか私のところへ見えまして代議士も承知しません。それで議論を非常にしました。そういうことがありまして、代議士とか知事さんのような人でも、なかなか地位の利用という問題をこまかくわかっておられない、把握しておられない。そこで今度統一選挙が行なわれるにあたりまして、その末端の市町村長というような人に至ってはなおさらわからないのではないか。また選挙運動をやる側においても、どこまでが地位利用であるかわからない。この際いろいろの質問があることに答えまして、地位利用というものはこういう場合、こういう場合を言うのだということを示したのがこの通達でございます。従いまして、これは何も市町村長だけに限って通達したものではありません。

○金子(岩)委員 それでは、ただいまの地位利用についても少し具体的に一つ例をあげてお尋ねしたいと思っております。

先般行なわれました、先ほど申し上げました長崎県平戸市の市長選挙におきまして、告示五日前に長崎県企画室長の栄川というのが議員七名を連れて平戸市に乗り込み、二日間わたたりまして、今の市長は現知事と仲が悪いから、平戸のために大へんな損がいくなんだ。新しい青崎候補を支持して初めて今後平戸が発展するのだということを書いて回っております。これは平戸の警察署の調査した問題でございまして、その他佐世保市におきま

す。土木出張所長福島君は、土建業者に連絡をとり、佐世保地区からはるばる平戸まで、この土木出張所長の指示に従って県の指名業者が平戸市に乗り込んで、大へんなおもしろからざる選挙運動が行なわれておる。これも警察署で調査を進めておるようでございまして、その他長崎県の大石監査事務局長が選挙前に平戸市内を回って、先ほどの栄川企画室長のとった態度のような態度をとり続けておるのでございまして、それからこの平戸市出身の県庁職員に休暇を与えて、出張の形で平戸に帰省をさせて、この出身市の市長選挙に動員をしておる。あるいは長崎県に道路工事を選挙運動にかり立てている。こういったことは、すべて一応平戸署において十分調査を進めておりま

す。今日まで裏づけ固めができませんが、努力はいたしておるようでございませうけれども、一件も検挙はされていません。その他のいような保身所だれがし、こういった事例は枚挙にいとまがないほどの選挙には行なわれておる。これは国家公務員、地方公務員のいわゆる選挙に関する規定、規制がいろいろございまして、このたびのこの公務員の地位利用による選挙運動等の規制、これにわれわれがわれわれなりに当てはめま

す。これは最も証拠歴然としてこの規定に違反をしておるということを私は私なりに確認いたしておるのでございまして、警察関係では、この法律をどういうふうに御解釈なさって、どの程度裏づけがなくては検挙ができませんのか、これは四、五日前から内容を申し上げておりますから、十分長崎とも御連絡をとって、御調査済みのことと思

います。土木出張所長福島君は、土建業者に連絡をとり、佐世保地区からはるばる平戸まで、この土木出張所長の指示に従って県の指名業者が平戸市に乗り込んで、大へんなおもしろからざる選挙運動が行なわれておる。これも警察署で調査を進めておるようでございまして、その他長崎県の大石監査事務局長が選挙前に平戸市内を回って、先ほどの栄川企画室長のとった態度のような態度をとり続けておるのでございまして、それからこの平戸市出身の県庁職員に休暇を与えて、出張の形で平戸に帰省をさせて、この出身市の市長選挙に動員をしておる。あるいは長崎県に道路工事を選挙運動にかり立てている。こういったことは、すべて一応平戸署において十分調査を進めておりま

す。今日まで裏づけ固めができませんが、努力はいたしておるようでございませうけれども、一件も検挙はされていません。その他のいような保身所だれがし、こういった事例は枚挙にいとまがないほどの選挙には行なわれておる。これは国家公務員、地方公務員のいわゆる選挙に関する規定、規制がいろいろございまして、このたびのこの公務員の地位利用による選挙運動等の規制、これにわれわれがわれわれなりに当てはめま

す。これは最も証拠歴然としてこの規定に違反をしておるということを私は私なりに確認いたしておるのでございまして、警察関係では、この法律をどういうふうに御解釈なさって、どの程度裏づけがなくては検挙ができませんのか、これは四、五日前から内容を申し上げておりますから、十分長崎とも御連絡をとって、御調査済みのことと思

います。土木出張所長福島君は、土建業者に連絡をとり、佐世保地区からはるばる平戸まで、この土木出張所長の指示に従って県の指名業者が平戸市に乗り込んで、大へんなおもしろからざる選挙運動が行なわれておる。これも警察署で調査を進めておるようでございまして、その他長崎県の大石監査事務局長が選挙前に平戸市内を回って、先ほどの栄川企画室長のとった態度のような態度をとり続けておるのでございまして、それからこの平戸市出身の県庁職員に休暇を与えて、出張の形で平戸に帰省をさせて、この出身市の市長選挙に動員をしておる。あるいは長崎県に道路工事を選挙運動にかり立てている。こういったことは、すべて一応平戸署において十分調査を進めておりま

解釈上の問題について、係の方に問い合わせがありましたので、法律の解釈の問題につきましては、係の者からお答えいたしましたことはございます。県から参りました報告によりますと、昭和三十八年二月一日から東長崎町を長崎市の編入したい旨の長崎市長と東長崎町からの申請が、昭和三十七年十二月十三日に知事あてに提出されております。知事はこれを処分するにあたりまして、なおこの合併について慎重な検討を行なう必要がある、こういう判断をされまして、その検討の余裕をほし

いたということで、十二月の県議会には提案をいたしておりません。なお、その後の本件の取り扱いにつきましては、申請に基づく処分を前提として検討中であるが、なお若干の問題点があるので、関係の市町との調整をはかって参りたい、大要、今申し上げましたような趣旨の報告が参っております。

○金子(岩)委員 私は、政治的な立場から一つ大臣の御所見を承りたいのでございます。

手続上の問題もあると申しますと、これは事務的にいろいろ合法的に進められておることと私たちは承知いたしております。問題は長崎市に東長崎町が一つ編入してもらいたいという問題は、昭和三十五年の七月から始まっておるのでございます。昭和三十五年の七月十九日から、議会の全員協議会で初めて取り上げられておるのでございまして、これは今から日にちを繰りますと、この問題が出ましてから、足かけ五、六、七と三年余りになっておるのでございます。ただ、昨年になりまして、東長崎町の町議会では十五名

出席いたしましたので、そのうち一名だけが反対をして十四名の大多数で議決をいたしております。それから長崎市は、四十名の市会議員の中に五名の欠席が参りまして、一名の共産党の方が反対しましたが、出席議員の満場一致で受け入れることの決議をいたしておりますのであります。自治庁に県から報告される内容は、たぶん一部の反対者がおるということを理由にされたり、あるいは選挙のまぎわになってどさくさ云々ということをお願い入れておるに相違はないということをお知らせをいたしておるのでございます。

少し時間が長くなりますが、東長崎町と長崎市が今の知事とどういう関係にあるかと申しますと、昨年二月に行なわれた知事選挙で、今の知事に對立候補として立候補いたしましたのが東長崎町出身でございます。東長崎町から出ております県議員が、今の知事選挙におけるその負けた方の選挙長でございます。そしてこれは九〇％地元の出候補者に投票しておるわけですから、長崎市はどうかと申しますと、六〇％が負けた方に投票しておる今の知事には四〇％しか票は入ってないのでございます。従って東長崎町と長崎市に対しては、長崎県知事は感情が高ぶっておるということ、これはすべてのいろいろな条件を皆さんにお示しすれば御承知いただけると思うのでございます。そこで、昨年の十二月県会ではこれを議決していただきたという考え方から、東長崎町及び長崎市が十二月十一日に同時に議決をいたしまして、十三日に県に正式の申請の手続をとっておる。ところが県の方は、事務的に自分の方に事前に連絡が

なかったからという理由のもとに、十二月県会にとうとうかけずじまいであった。そこで十二月二十二日の総務委員会に――一人町会議員の中に反対者がおる。これは知事選挙のときの、今の知事の東長崎町担当の責任者でございます。従ってこの人が一人、地元の立候補者に反対して、今の知事に四百票か五百票の票をやった。この方が反対の急先鋒で、いわゆる反対派の署名をとって歩いておる井手という人でございます。昨年の十二月二十一日と二十二日に議会の総務委員会がありまして、そこでこういうことが議事録に載っております。この東長崎町における井手という反対者が、町民にいわゆる反対陳情の署名をとって歩きまわすときに、どういうことをして回ったかと申しますと、県に一ノ瀬という出納長がおります。この出納長の公職の名刺に各種団体長殿という不特定多数の人あてに、井手さんをお願いするからよろしく御賛同願いますということを書いて、県の出納長がその井手という人を使って反対の署名運動をしておるのでございます。これが昨年の十二月の二十一日と二十二日の総務委員会です。いふ問題になりまして、二十一日の日に、この出納長は、自分はそのようなことをやった事実はないということを言い張っておりますけれども、翌二十二日の総務委員会におきましては、その名刺を持って訪問された方々がたくさん傍聴席に来ておりました。出納長にお前はこういうことをして、この名刺をやったじゃないかという証拠物件を突きつけられました。それからその名刺は私が書きまして、ということを総務委員会でお知らせする。

一体この地方住民の意思に基づく町村合併に對して、特別職にある三役の一人の名刺をもって、反対運動の署名をさすというようなことを県がやっているものでしょうか、どうでしょう。私は政治的な立場から、一つ自治大臣の御判断を承りたい。

署名に回る人に各種団体長殿という名刺を渡して、反対署名にいわゆる協力をしておるような、こういったあり方がいかにどうか、悪いことではないかということをお伺いいたしておるのでございます。

○篠田国務大臣 事情は金子さん自身の方がよく御存じであろうと思っております。私の方は照会をいたしまして、県からの回答を見ておるだけでございます。自治省といたしましては、きまってもの告示するだけでありまして、こういうふうによれとか、ああいうふうによれとかいう命令権は持っておりません。しかもこの問題は、地方の合併でありまして、問題はあくまでも地方問題である。それでありまして、結局地方の知事が、たとい一人か二人でありましても、その反対の強弱あるいはまたその影響というふうなものをお考えまして、これはやはり一人でも反対者があつてはまずいから、納得させた上でやろうという判断の上に立つて、知事が多少冷却期間を置くとかあるいは交渉の期間を置くということに對して、これがいいとか悪いとかいうことは言えません。あなたの今おっしゃったような事情というものは、それは地元におけるあなたの解釈であつて、自治省としては、そういう知事の意を受けて、特定の知事派の反対者が反対に回つておる。言いかえれば、知事が合併に反対であるから告示しないのだというふうな事実はまだ聞いておりません。

○金子(岩)委員 それで、私が申し上げておるのは、特別職にある出納長の立場で、そういう公職の名刺に、反対

署名に回る人に各種団体長殿という名刺を渡して、反対署名にいわゆる協力をしておるような、こういったあり方がいかにどうか、悪いことではないかということをお伺いいたしておるのでございます。

○篠田国務大臣 今お答え申し上げた通り、出納長が公職の名刺を持って反対をしるという歩いたという事実は、われわれの県に對する照会の報告の中にはなかった、きていない事実でございます。これはただいまあなたから初めて伺った事実であります。決してあなたがうそをつかれるというふうには私は考えません。しかし、今初めて聞く事実をもとにして、自治大臣の見解を述べるといふことは、これはちよつと輕率のそしりを免れないと思ひますので、そういう事実があるかないかというのをよく調べて、またそのときに必要とあれば私の見解を述べてもいい、こういうふうにお考えます。

○永田委員長 ちよつと速記をとめて。(速記中止)

○永田委員長 それでは続けて下さ

○金子(岩)委員 行政局長、大臣はあ

あいうことを言つて、政治家ですから逃げて歩いておられますが、あなたの方が役人だから正直かもしれないので、お伺いします。そういう報告がない、こういう報告がない、こう言われておるのでございますが、私は、こういった事実があるから、これが事実とした場合に、これはいいことだろうか悪いことだろうかということをお伺いいたしておるのでございます。

○佐久間政府委員 これも先生のおっしゃいました事実が、おそらくその通

○金子(岩)委員 それで、私が申し上げておるのは、特別職にある出納長の立場で、そういう公職の名刺に、反対

署名に回る人に各種団体長殿という名刺を渡して、反対署名にいわゆる協力をしておるような、こういったあり方がいかにどうか、悪いことではないかということをお伺いいたしておるのでございます。

署名に回る人に各種団体長殿という名刺を渡して、反対署名にいわゆる協力をしておるような、こういったあり方がいかにどうか、悪いことではないかということをお伺いいたしておるのでございます。

りかと存じますが、特定の政治的な意図を持って、出納長が名刺を書いていろいろ反対の扇動をして歩くというようなことではございません、それは適当なことではなからうと思ひますが、いづれにいたしましても、私も事実をよく承知いたしておりますので、ごく一般的な考え方として申し上げたわけでございます。

○金子(岩)委員 これは十二月二十二日の総務委員会の速記録でございます。これではつきり本人が自分が書いてやったというのを言うておるので、それから、あなた方政治家でないのですから、その御心配なさらないでいい。そこで、この問題については、そういう一部反対がある云々というのを言つて、県においては検討中かのような報告を受けておるとさつきおっしゃつておりましたね。この十二月二十二日の総務委員会におきまして、編入を促進すべきであるというのを議決して、そして知事に意見書を提出しておる。総務委員会の議決は、議会の議決と同じです。ただ悲しいかな、住民の意思を無視されて、県議会に提案されてない。従つて、総務委員会は、重大な問題だからということで、促進方の陳情書をもつて総務委員会を開いている。この総務委員会において促進すべしという議決をして、知事に促進方の意見書を出しておる。しからば、議会としては、これは促進すべきであるというところが、もう公然と議決されておる。ただ正式の本会議にかけてないというだけのことでございます。こういう経過をすでに昨年の十二月にとつておるのでございます。

そこで、その後のことでございます

が、その後知事もこの問題で総務委員会等に出席して、いろいろ意見を述べたおるようでございますが、こういうことが速記の中にございます。私の方ではできるだけ早くそういう結論を出したいと思ひますが、とにかく矢をついだように本議会に出さないのは不都合だということに私はわからぬ、と言つておるのであります。豊島議員のおっしゃる通りに私も悪く思ひます。ば直してもいいですが、二月一日でなければ天下がひっくり返るかというところは、私はそんな何も起こらないと思ひます。ずいぶんこのころは感情が高ぶつて脱線しておるのでございす。そして皆さんに最も関係のあることは、自治省でも、選挙のときさきの合併はいけないという見解をとつておられます。なるべく避けるべきだということを見解をとつておられます。こういうことを知事が総務委員会に答弁しておる。この答弁を知事がなさる以上は、何か自治省に伺ひがあつてゐるはずだと思ふ。そのお伺ひが何かあつたかどうかをお伺ひします。

○佐久間政府委員 私どもの方にはそういう限公はございません。

○金子(岩)委員 それでは長崎県知事佐藤勝也君が議案を撤回してこの問題の遷延をはかつておる、私はかように再確認いたします。

そこで、その後本年に入りましてから、長崎市と東長崎町はつきりとなつてこの合併の、いわゆる編入の促進のために、連日いろいろな会議をやつておるのでございますが、去る二十三日に荒巻という長崎県の地方課長が現地の東長崎町に出向きまして、各種団体の長を五十人ほど集めて、その周辺に

は傍聴人が数百名集まつておつたというところが新聞で伝えられておりますが、この席上で荒巻君は、知事の感情によるこの合併問題の今日の遷延に、もう刀尽き矢折れた態度で、一切の皆さん方の事情はよくわかりました、これからは一つ編入の促進方を私が責任を持つていたしますということを申されて、その会を閉じておるのでございす。その後いろいろな報道関係で伝えられることを聞いておりますと、ますます時日が切迫してきますと露骨になりまして、この合併は、いわゆる地方選挙、県会議員の選挙が御承知の通り四月二日に告示がありまして、その告示後の四日から五日かに合併をしようとして動いておるといふ県の態度です。なぜかと申しますと、その前に合併をいたしますと、東長崎町から今まで出ておりました県会議員が、長崎市と東長崎町と合併された選挙区から四たび県議会に立候補すると、これは最高点当選確定でございます。そこで告示があつた後に合併を決定いたしますと、この東長崎町から出ておりました県会議員は苦戦をしまして落選をする、こういうような大体の現況になつておるのでございます。これをとらえて、政治的な配慮によつてこの編入の問題を遷延しておるといふことは、すべての報道関係がさように伝え、けさの新聞なんか、西日本新聞ですが、露骨に名前をあげて書いておる。林田を落とさんとがためにこういうことをやつておるのだと解説の中で書いておる。しかも、知事の御用新聞といわれるような小さな新聞が長崎県にございす。この社説でさえも、耐えかねて、県のとつておる今日の態度はよろしくな

いということを批判されておる。法律的に、これは自治法に基づく合併編入でございますから、何も自治省に権限がないことは私もよく承知いたしております。しかし、あなた方はやはり指導の立場にある。従つて、自治省は選挙前のどさくさ云々はよろしくないと好ましからずといふことを言つていふと、しきりに自治省をかさに着て知事は公式の場で答弁を続けておる。これは自治省こそはなだ迷惑千万だと思はれますが、こういう一丁の県のこととおる態度、私が申し上げておることが事実だとすれば、行政局長、一体これはいいことでしょうか、悪いことでしょうか。

○佐久間政府委員 市町村合併は、関係の町村が議決をいたしました上で、御説のように知事に申請をいたし、知事がさらに県議会の議決を経まして処分をいたし、その後自治省で告示をする、こういうことになつておるわけでございます。ところが、関係の市町村の議決がございまして、知事といたしまして、いつ県議会にかけますか、あるいはまた県議会が関係の市町村と違つた議決をいたしますことも、これは可能なわけでございます。合併につきましても慎重な手続を法律が定めておりますもの、関係の市町村だけの立場でなく、さらにその上で、県全体の立場から合併が適当であるという判断をいたしました上で処分をさせるという趣旨であらうかと思つておるわけでございます。従ひまして、関係の市町村から申請がございまして、知事がいつ県議会に提案をするか、また知事の立場におきまして、いろいろ検討すべきことがあれば検討をいたすと

いうことも、これは当然のことではなからうか、むしろその慎重を欠きましたために、合併いたしましたからあとで、いろいろまたトラブルを起こしているような事例もあるようなわけでございます。私どももいたしまして、合併につきましてはむしろ慎重に地方において運ばれて、あといろいろな紛争の種を残さないでやつていただくといふことは、これは望ましいことではなからうか、かように考えておるわけでございます。御指摘のように選挙云々というふうなことも、おそらく地方選挙が非常に近い時期でございますから、そうした配慮もあるいは地方におきましてはあらうかと思ひますが、いづれにいたしましても、町村合併につきましては地方問題でございすので、いろいろ推移をいたしております段階におきまして、私から批判的なことを申し上げることもいかがかと思ひますので、御了承いただきたいと思ひます。

○金子(岩)委員 この長崎市は、昨年の一月一日付でやはり周辺の町村、茂木町と式見村というところを合併編入をいたしておるのであります。このときは、この町村長は県にありつたにも行かなければ何とせぬ。正式の手続をとつて、町村の議決、市の議決をつけて提案をいたしましたところ、ちょうど県会中でございまして、電光石火のごとく決定してしまつた。こういう事例が一年前にある。ところが今度の東長崎町というのは、長崎の東玄関でございす。三十五号ですか、国道の沿線でございます。水源地の大半もここに持つておる。あるいは長崎市の施設としての水族館もそこにある、あるいは

海水浴場もそこにあるといったような、経済、文化、こういった面からいって、昨年一月に合併された茂木とか式見とかいった町村と違った特殊な立場にある町でございます。従って二月八日、九日と、二日間にはわたりまして市長、あるいは編入したいという町長、あるいは議会の方、あるいは市の総務委員、それから県の総務委員が集まりまして、いろいろ促進方の懇談をした席におきまして、だれ一人反対する者はいない。県だけが反対しておる。この図面をもってごらんになればよくおわかりになるのでございますが、長崎市にこういうふうな閉まれた、湾曲になったところに東長崎というところは入っておりますのでございます。昨年一月に合併された二つの町村と比較しますと、これはとてもいゆる編入合併には適切な町でございます。地方住民の中に、長崎市で共産党の方が一人反対をし、あるいは東長崎の方で特殊な、現知事と、そういった知事の選挙のときからのつながりで、その人のグループだけが作爲的な署名運動をして、これに反対陳情を出してたてつたといったようなこの現実を見まして、これはやはり何かのために、いゆる選挙の前のどきさだといった発言をさすきの速記で知事がしておるようでありまして、選挙の前のどきさだといふのはむしろ県の方がそれを考えている。県の方が選挙の前のどきさだに一つ何かしようとしていて、それはいゆる四月二日以後に合併を決定したならば、一人の県議員に一あわ吹かせてやるということ、長崎でけさの新聞が全部書いています。こういう感情問題にとらわれて、大事な地方住

民の、いわゆる町会の議決、市の議決、この自治権を知らずして侵していることになる。この姿勢が事実だとすれば、自治省としてはいいことであらうか、悪いことであらうかという、どんな御見解をなさるでしょうかというのを私はお尋ねしておる。事実だとした場合——事実でなかった場合は別にあなたの言質をとってどうだこうだと言う必要はない。私が申し上げていることが事実だとするならば、これはいいことでしょうか、悪いことでしょうかというようにことを私はお尋ねしている。

○佐久間政府委員 先刻も申し上げましたように、合併につきましては、関係市町村の住民の意思を重視しなければならぬことはもちろんでございます。同時に、知事あるいは県議会の立場からの検討もあるべき制度になっておられますので、そういう県の立場からの検討をされます場合に、若干そこに時日がたちますこともあらうかと思つてございまして、いずれにいたしましても、大へん恐縮でございますが、合併が現に進行中の問題につきまして、自治省といたしまして批判がましいことを申し上げますことは、いろいろな点で、過去の経験からいたしましても問題があるわけでございますので、一つごかんべんを願いたいと思ひます。

○中村(重)委員 あとで大臣が参りますから大臣にはあらためて質問いたしますが、ただいま金子委員の質問に対する御答弁に関連してお尋ねをしたことがあります。先ほど局長は、あとでござつたが起らないように慎重にすることが大切である、こういうことであります。ま

た当該団体で決定をしたことを県において異なった議決をすることもあり得る、こういうことです。確かにそういうこともあると思うのです。しかし要は形式の問題ではありません。住民の意向がどうだということをも根本として考えていかなければなりません。その考え方の上に立つてあなた方が地方自治体を指導しないということになってくると、あとのごたごたはそういうところから起こってくるのであります。私は東長崎町の例はまさしくその例である、こう考えているのであります。

あとでござつたが起るんだ、起らないようにすることが望ましい、それはその通りであります。ところが、知事が感情的な態度で臨む、従つて住民の意思をじゅうりんをする、こういうことになって参りますと、知事に対する不信感、県といういわゆる上級団体——と県は言うわけでありまして、その県自体に対する市町村の不信感というものが非常に高まって、根深く浸透して参ります。そのことが非常なごたごたを巻き起こして参るのであります。そのことをあなた方が忘れられて形式的な態度で指導される、今の金子委員に対する答弁も、一貫して金子委員は感情的なものがあるのだということとを言っておるならば、ここに何かあるはずだということはおわかりのほうだと思ふ。それと離れた形式的な答弁をされることは、私は問題だと思ふ。あなたの方の態度としては、私は問題だと思ふ。一つ何を質問しているか、どこに質問の根拠があるかというところをお考えになるならば、やはりそれにマッチするような答弁をされるべきことが私は適當だと思ふ。まずそ

の点に対するあなたのお答えを願ひたい。

○佐久間政府委員 市町村が議決をされたものにつぎまして、さらに県議会でも別な議決をすることもあり得るということをお申し上げしたのは、これは法律上の建前からでありまして、関係の市町村住民の意向というものを尊重してやるのが、これは筋だと私も考えております。

○中村(重)委員 あなたたちは専門家で、これは釈迦に説法ですが、やはり合併の際の町村の規模の問題、人口がどうであるとか、あるいは経済的な問題がどうであるとか、合併した結果が、将来においてほんとうに地方住民の福祉に役立つであろうか、もろもろの点を考えて指導してでも、なおかつ当該の市町村がそれを受け入れない、こういったような判断の上に立たたときに、今あなたが言われたようなことが起こり得る。しかしこの事態は、一万六千の東長崎町を四十万に近しい長崎市が——しかも隣同士、勤労者はほとんど長崎市に勤務しており、学校も、長崎市に通学をしておるのです。経済はほとんどそこに依存をしておるのです。金子委員にいたしましては、実は形式論で質問しておるのではないのであります。そういった実情、東長崎町は長崎市に編入をしてもよろしいことが住民の福祉に役立つ、また長崎市はあらゆる立場から検討して、いゆる編入の大義名分というものを明らかにしておるわけですね。そういうことも申請書の中に出ておる。何も長崎市が一万六千の町民を有する小さい町を編入する利害打算ではないのです。東

長崎市の住民の利益になる、それが長崎市民の利益になる、こういうことから実は起こつておる。今あなたが言われた異なった決定もあり得るといううなことは、よほど間違つた指導を県がしない限り、実際論としては起こり得ません。一般論としては、形式論としては、あなたが今答弁されたことは、条文をずつと読んでいくと出るかもしれません。またそういうことを起こさせるような指導をすることは大へんなんです。そんなばかげたことが起こらないようにすることが、指導機関としての自治省の当然の任務である。決してあなたとは、法文を読んでいって間違つた答弁ではないわけですが、私たちは実はその根本を質問しておるわけですね。貴重な時間ですから、それにマッチするような答弁をお願いいたしたい、こう思うのです。

そこでお尋ねをしますが、この東長崎町の長崎市編入の問題は、いろいろ金子委員が指摘されましたような問題が伏在しておるわけですね、表面に出たのは例の交付税の問題から実は起こつておるわけですね。町村合併促進法、新市町村建設促進法、この二つの法律はすべて廃案になつておるというところでございまして、その新市町村建設促進法による合併の特例の廃止という通知を各自自治体になさつたかどうか、いつごろされたのか、その周知徹底をしておるわけですね。それが問題になつておるわけですが、そのことをお聞かせ願ひたい。

○松島説明員 ただいまお尋ねの点でございまして、新市町村建設促進法の

関係は、法律の問題でございしますので、すでに各団体とも十分承知しておりますものと考へております。問題になりましたのは、新市町村建設促進法の適用を受けない合併につきまして段階補正の特例という、多少技術的な表現でございします。そういう制度があつたのでございします。昨年度の合併の特例に関する法律が新たに制定せられました際に、この段階補正の特例というものが廃止になったのでございします。この廃止は省令をもって規定いたしてあります事項でありますので、各団体とも十分承知せられておることと考へております。事情はそういうことでございします。

●中村(重)委員 省令によつてこれは明らかにしているのだから、各団体とも知つておるはずだと言われるのですが、県でいえば地方課が担当ですが、十分それを知らなければなりません。またそれを知らないと務めですから……役所に勤めておられる方の取り組みと私たちが考えることと、その点は事務的な問題で変わってくるかと思ひますが、一般的に考えると、省令できまつたのだからということと、それを知つておるはずだ、当然これは見ておるだろう、こういうふうなことになるか、あるいは特にこれは廃止になったのだということを、自治体に何らかの方法で周知徹底させるようにお努めになったのか。そうだとすれば、いつごろそれをされたのか、それをお聞かせ願ひたい。

●松島説明員 この規定は、今日のような事態であります、すべての団体について合併という具体的な問題は、市の特例に関する法律以外のやり方で

もつてできます場合、それ以外にはないわけにございします。従ひまして、一般的に道路の分がどうなるとか、河川の利用がどうなるとかというふうなものは性質が異なります。従ひまして、私どもとしましては、県の関係者を集めまして、その年度の新しい交付税を算定いたしますときには、十分注意をいたしておりますけれども、個々の団体については、自分のところが合併するとかしないとか、具体的な問題がない限りは関係のない規定でございします。全部の団体についてそういう通知はいたしておりません。

●中村(重)委員 その点わかります。ところが問題は、それが一応出ているわけですが、一応表面的な理由として浮かび上がつてきたのは、申請書の中に、その特例が廃止されていらない、こういう考え方のものと、実は合併になると交付税がこれだけ初年度においてふえるのだ、二年度においてはこうだ、こういう計算をし、それが県の方に出された。ところが県の方では自治省に照会してみたところが、特例は廃止になつてゐる。具体的な金額でいうと二千万円程度増額されるだろうと考へておつたのが、特例廃止になると千六百万で、むしろ減額になる、こういうことで問題になつたということと、す。県は今金子委員が指摘されたようなものもろもろの問題は表面に出せない。それが根強く大きなネックになつてゐることは間違いないのですが、表面に出たのはそういうことです。ところが、その後知事がこの問題に対して公文書を出している。ここに日にちがちやんと書いてありますから、あなたの方方でもおそらく御承知だろうと思ふ。

二月八日に知事から長崎市長と議長あてに公文書が出ている。その内容は、編入について新市町村建設促進法の第三十条の二を適用すると別の優遇措置が考えられる、それによつて申請をやり直したらどうか、実はこういう公文書が出ております。この公文書の書き方も非常に問題がありまして、長崎市議会では大へんな混乱が起つたといふ厄介なものです。その後市と県との間、あるいは東長崎町との間に、いろいろやりとりがありまして、その後上京して自治省にもずいぶん折衝もしていると思ひます。それでこの問題については、一応解決したのではないかと、いうように判断しておりますが、財政上の問題は、何か特別な措置という形で解決の方法が見出されたものではありませんか。申請の手続は、この廃止になつたときからおくれはしておりますが、先ほど金子委員も申されましたように、表面に出ても一年八か月にすぎません。そうしてこの町が編入しなければならぬということは、御承知の通り東長崎町は三つの小さい村が一緒になつて合併した町村ですが、その町村の合併したときから長崎市に編入するといふことが前提条件であつたわけですから、一挙にできなくて、実は三つの村の合併にとどまつておつたわけですから、それからと表面に出まして、先ほど金子委員も申されましたように、じきに協議会等が開催されて、そうして一年八か月後に県に對する申請、こうなつてきたわけですから、形式的にはいろいろ問題もあらうかと思ふのですが、実際にはそうしたいろいろな点を勘案されて、何か解決の道が見出されたのではないかと思ひますが、その点いかがでございしますか。

●松島説明員 先ほど申し上げましたように、段階補正の特例という制度は、新市町村建設促進法なり、あるいは町村合併促進法の適用を受けない合併町村について、それとの均衡上そういう措置が講ぜられてきたものでございします。ところが新たに市の合併の特例に関する法律ができましたので、その機会にそういう特例措置は廃止することにいたしましたのでございします。ただいまお尋ねの長崎市と東長崎町の合併の問題に關して、それではどうなるかという問題でございします。東長崎町は新市町村建設促進法によつてできました新町村でございします。現在の新市町村建設促進法の第三十条の二によりまして、新町村がその他の町村と合併をいたしました新町村建設計画をつくらう場合には、合併した後にきまは、新町村とみなすという規定がございします。従ひまして、合併した後にきまして新町村建設計画が策定されなうらば、これは新町村としての取り扱いを受けることになつたので、交付税上の新町村についての特例措置が適用になる、こういうことにならうかと思ひます。

●中村(重)委員 そうすると、今の長崎市に編入するといふ、十二月の十三日付をもつて申請しておるのは、ただいまの御答弁の様式によつて申請されておるわけですか。

●松島説明員 手続上の方は、私ども直接取り扱つていませんので、行政局長からお答えがあると思ひますが、私どもの方の交付税の関係は、新町村建設計画がつくれますならば、それに乗つていくわけにございしますので、申請のときにどうであつたかということ、必ずしも関係がないのではないかと、いうふうに考へております。

●中村(重)委員 その点非常に微妙でございします。大体そのことに對しては、ただいまの御答弁の程度で私は了解をいたしておきます。

それから長崎県から自治省に對して特例廃止についての問い合わせが来たのはいつごろでございしますか。

●山本説明員 長崎県の地方課からこの問題につきまして交付税課の方に連絡があり、かつ人も参りましたのは、明確には記憶いたしません。たしか今月になりましたから、官庁速報等であつた事情が出てからとわれわれは承知をいたしてあります。また見解も聞いて参つた、かように存じております。

●中村(重)委員 これは別にむづかしう言ふ意味で申し上げておるのではあらう。検査官の尋問みたいな格好でございしますけれども、決してそういう意図ではございしません。私たちが自分の地元のこととございしますので、ごたごたがないことが非常に好ましいわけでありまして、ですから、将来できるだけ円満にいくように努力をしたい、こういう気持ちから実は申し上げておるわけでありまして。今月、電話か文書か、あるいはだれかが上京してその内容についてつまづかになつたのか、その点どうでしょう。

●山本説明員 電話照会もあつたかと存じますが、私の聞いた範囲では、地方課の係員が上京もされたと思ひます。上京をされて、先ほど参事官から申し上げましたような取り扱いになるということをはつきりと申し上げておるわけではあります。

○中村(重)委員 先日長崎市長並びに長崎市の財務部長が上京され、いろいろ自治省と折衝されたとは私は承知いたしております。その際に、先ほど参事官が御答弁になられたそれらの税の問題は、この申請の方法によりまして解決をしておる、こういうことで確認してよろしゅうございませうか。

○山本説明員 長崎市の方々に、たしか上京されました際にお寄りになりました、その関係の御説明をいたしたと思ひます。

○中村(重)委員 あとは大体大臣にお尋ねしたいこととありますが、先ほどの大臣の答弁について、事務的にちょっと伺っておきたいと思ひます。大臣は、きまつたことをこちらに承認するだけである、こういうことでございしました。これは結局、総理大臣の処分権という問題、一応県の処分が申請団体と異なつた場合に発動し得るという考え方からの答弁であつたのかどうか。まあ大臣は局長に聞かれて答弁をされたと思ひますが、聞いておきますと、いかにも自治省としては、地方でできる、それをわれわれは承認するだけだ、一切それは自治体がやるのだ、こういうことで、自治省の役割というか、権限ももちろんあります、義務もあるわけですね、金子委員の質問はいろいろそのごたごたから自治省の見解を尋ねられたと思ひますが、その質問に対して、びつたりするような答弁でなければどうも納得できない。私も聞いておつて、どういふ考え方で答弁をしておるのであるかというのを了解に苦しんだわけですから、局長として、事務当局の立場から、法律解釈をやらなければならぬわけですが、そういう面からどのように判断をしておられるか伺ひたい。

○佐久間政府委員 先ほど大臣が御答へ申し上げましたのは、先生も御承知の通り、市町村合併の手続につきましては地方自治法の第七條に規定がなされておられますが、関係市町村の申請に基づきまして、都道府県知事が都道府県の議会の議決を経てこれを定めるというところで、処分をいたしましては知事の処分というところになっております。その上で自治大臣に届け出がございまして、届け出がございしましたならば、自治大臣が官報に告示をいたしまして、告示をいたしましてから効力を生ずる、こういう現在の建前になっております。従ひまして、自治省といつたしましては知事が県議会の議決を経て処分をして届け出て参りましたものを、そのまま官報に告示をするだけの権限だ、こういうことを申し上げたかと思ひます。

なほ、市の設置につきましては、いわゆる市制施行につきましては、知事が処分をいたします前に自治大臣にも協議をしなければならぬということになっておりますので、新しく市をつくり出す場合には、その協議の際に、自治省といたしまして、適当か適当でないかということ、積極的意見を見申すようにいたしておるわけでございます。それ以外の通常の合併の場合におきましては、法律的にはそういうことでございしますが、なお現地でいろいろ紛争等がございまして、自治省に間に入つてもらいたいとかいふようなことがありました場合には、もちろん自治省といたしまして助言なり、いわゆる指導ということもいたします

が、そういうこととございせん場合には、むしろこれは地方で自主的に円満にいろいろお話し合いをいたしていただくことがいいので、あまりその途中の段階で、自治省が実情もよく承知いたしませんで批判的なことを申すことも、かえつていいかであらうかといふようなことで、慎重な態度をとつておるわけでございます。

○中村(重)委員 そうすると、総理大臣の処分権というのは、やはりそこに異議が出たという場合に、そうした処分権の調査をやつて処分するということとが起るわけですね。そうすると県が処分をする場合、具体的には今度の東長崎町の一萬六千を三十八年、市に編入するといつたような場合、異議申し立てが別に住民から出ていないわけですね。長崎市の方も、委員会では共産党一人が反対いたしました、本会議におきましては満場一致であります。それから東長崎町の方でも最終的には満場一致になっております。従つて異議申し立てというものは、知事の方には出ておりません。そういう場合に、知事の処分権というより、ことさらに知事が現地に出席して、住民を集めて、いろいろ意見を聞いて決定をしなければならぬといふような指導を、自治省はやつていらつしやいますか。

○佐久間政府委員 知事といたしましては、関係の市町村が、全会一致あるいは絶対多数で議決をいたしましたものが出て参りました場合には、ごく特別な新しい事情でも発見されまつか、あるいは現地で非常な紛争でもございすれば格別でございますが、通常の場合には、さらに現地に臨みまして、一々住民に会つて調査をするとい

うようなことはいたしませんで、関係市町村の議会の意思を尊重して、県議会にはかつてきめるといふのが通常のやり方であらうと思ひます。

○中村(重)委員 ごもつとものことです。そうなければならぬですね。ところが今度の場合は現地に出席していつて、わざわざ地方課長が——金子委員がさつきここで触れられたように、住民を集めていろいろと聞いておる。これは大臣がお見えになつてから言うことがいいのでしょうか、そこへ集まつた人は、編入は最初は時期で延ばされた、次には交付税のことで延ばされた、三番目には固定資産税の問題でストップをかけられた。一つ一つ理屈をつけて、そうして編入の議決をおくらせるのである。このような不純なやり方をされては全く迷惑千萬だといつて、実は憤慨をして、地方課長はつるし上げられて、ほうほうの体で——説明でなくて、ただ御意見拝聴に終わったということが新聞にも報道されておりますが、私も直接電話でそのういつたことを聞いた。一つも異議が出てないんです。特別の意識でもつてそういうことをやつてゐるんです。住民の意思をじゅうりんするものはなほだしい。自治省はこれに対してどういふ指導をなさいますか。これは具体的な問題を調べなければならぬといつたようなことでは——金子委員は御承知の通り与党であります。私は社会党、野党であります。くしくも、異越同舟といふ言葉がありますが、きょうは同じような町村問題でもつて質問しなければならぬやうなわけなんです。自治省として、こういったやり方はどうでしょうか。われわれもだてや

酔狂で質問しておりません。根拠のない質問はいたしておりません。まして金子委員は、先ほど議事録を読んだの質問でした。議事録は、おそらく知事が上つてこられても、市長が上つてこられても、県会議員が上つてこられて言うことよりもっと正確でしょう。自治省が議事録を信用せぬといふことでは何をか言わんやです。こういう県のやり方に対してはどういふ態度でお臨みになりますか。

○佐久間政府委員 いろいろ先生のお話を伺つておきますと、スムーズにいつております場合と違ひまして、そこにいろいろ複雑な事情も伏在しておるやうに私も推測をいたすわけでございます。しかし先刻も申し上げましたように、町村合併の場合におきましては、現地の府県と市町村の方から、現地で紛争があつて解決ができないから、自治省から何か助言をしてくれとかアドヴァイスをしてくれといふやうなお申し出があれば格別、しからざる限りにおきましては、現地で自主的に、円満に解決をしていただくことを、私もとしては期待をいたしております。冒頭に金子委員の御質問に対してお答えいたしましたように、府県の方に照会いたしましたところが、申請に基づき処分はやるということ、前提として検討中であるが、なお若干の問題が——今おっしゃつたやうな問題かと思ひますが、問題点があるので、今後この点について、関係市町長とできるだけ早く調整をはかりたいという趣旨のことを申してきておりますので、私どももいたしましては、そうした方向で、なるべく早く現地で解決をしてい

うようなことはいたしませんで、関係市町村の議会の意思を尊重して、県議会にはかつてきめるといふのが通常のやり方であらうと思ひます。

ただくことを期待をいたしておるわけ
であります。

○金子(岩)委員 大臣にお尋ねいたし
ます。ただいま中村委員から局長にお
尋ねしておたのでございますが、私
は結論を申し上げますけれども、とに
かく私は真相を暴露して申し上げる
し、中村委員は手続上の問題で、手落
ちはどこにもないではないか、受け入
れる方も入っていく方も満場一致で議
決して県に申請をしておる、それを県
の方では、一切の手続は一応終わって
おるけれども、いまだし検討する余地
があるという事で、そういった理由
でこれを引き延ばしておる。その引き
延ばした理由は、私が先ほどから申し
上げた通りの、明らかに政治的な配慮
による引き延ばしである。こういった事
実を事実として自治省がごらんになっ
た場合、今局長さんは申請がなければ
勧告も助言もできないのだ、こういう
ことを申されておるようでありませ
うが、これは長崎市または東長崎町の方
から申請があれば助言をするのでござ
いますか。申請があればというのは、あ
くまで県からの申請でございませうか。
まず、その点を局長から伺いたい。

○佐久間政府委員 合併につきまして
は、やはり関係団体、この場合でござ
いますと、県も、市も、町も、全部が
自分たちでは解決が行き詰まってお
るから、何か自治省でアドヴァイスし
てくれというようない一致した申し出
でもあれば格別でございませうが、今、そ
うじゃない現状におきましては、やは
り現地でできるだけ円満にお話し合
いをいたされた、こういうふうな考え
でおるわけでありませう。

○金子(岩)委員 一致した申請と申し
ますと、県、市、町、その三者ですか。
○佐久間政府委員 三者から、個別的
でもかまいませんが、三者がみな何か
アドヴァイスをしておらうというこ
とでございませうけれども困るというよ
うなことだと思ひます。

○金子(岩)委員 それは県と市と町、
三つの団体から申請がなければ、調査
も助言もされないということですか。
○篠田国務大臣 市の立場は市の立場
として自治省は尊重はいたしますけれ
ども、しかしこれは地方問題でござい
ますから、県の立場もまたあることで
ございませう。従いまして、自治省が何
らかのアドヴァイスをするということ
になりますれば、やはり地方としてま
とまらないときでなければアドヴァイ
スはできない、こう考えております。

○金子(岩)委員 私がお尋ねをしてお
るのは、申請がなければ云々というこ
とを局長が先ほどから申されておられ
ますから、長崎と東長崎町から申請があ
れば助言でもなさるのか、こういうこ
とをお尋ねしておるのです。

○佐久間政府委員 県も一緒にござい
ませうけれども……。

○金子(岩)委員 それは局長、どこに
どういふふうにその取り扱ひをうたっ
ておるのですか。そういう三者の申
請がなければ調査も助言もできないと
いうことは、どの法律のどの条項にう
たつておるのですか。それはいわゆ
る自治省としての行政指導の常識で
すか。

○佐久間政府委員 法律の規定による
アドヴァイスではございませうので、
自治省の常識による、おっしゃいます
通り、行政指導のやり方で、関係団体
が一致して自治省に何かアドヴァイス

を求めるということ以外は、片一方だ
け申し出たときには、片一方だけ自治
省がアドヴァイスをするというような
ことでは、せっかく地元で話し合いが
進んでいるものをぶちこわすような形
になりますので、そのようなことは
いたさない、こういう考え方をいたして
おります。

○金子(岩)委員 問題は、手続はもう
一切終わっている。これは合法的に、市
も町も、満場一致で議決している。先
ほど財政問題で、途中でいろいろ議論
が起こつたけれども、それは先ほど松
島参事官の答弁の通り、財政問題は財
政問題で一応解決している。その歳入
欠陥は、新しく取り扱ひによつて見ら
れるということ、マイナスマスプラス
もないといったようなことで、市も町
も何にも実害はないということで、満
場一致でこれは編入の手続をとつてお
る。これを県は、先ほどから申し上げ
ましたいろいろな選挙前の感情によつ
て、これを引き延ばしておるという理
由が歴然としておるのでございませ
うが、こういう場合でも、同じ自治体で
ありながら、市と町村の場合、自由
に自治省に意見を述べたりあるいは
申請をしたりすることがいかに、県が
それに同調しなければ、市と町村だけ
でその陳情とか申請することはいかに
ということは、私は、今の自治省の行
政局長の常識による行政指導としては
よろしくないと思ひます。考え方を
変えてもらいたい。

○篠田国務大臣 市の方から、まだ何
も言っていないわけでは、県庁が
手続をとつてくれないことはけしから
ぬ、早くとつてくれと申すことは、
市からは何も言っていないわけでは、
またまた、あなたからそういうお話が
あったので、それでまあ自治省として
は、こういうお話だそうだが、どうい
うわけで県は措置しなかつたのかとい
うことを照会したわけでは、これが間
接なアドヴァイスになりまして、県か
らは、できるだけ早くその方向に向
かつて処置したい、こういう返答が
たわけでは、何か、どちらかがアド
ヴァイスをしてもいいというよう
な場合には、慣例上、ただ一方的に訴
えのあつた場合には、一方に対しては
調査をする。一方の言い分を取り上げ
て、直ちに片方が悪い——アドヴァイ
スというものは忠告というものであり
ますから、どこか欠陥がなければやれ
ないわけでありませうから、そうす
ると、直ちに片一方の言い分が通つて
一方に忠告をするというところは、それ
は個人の間でも行き過ぎでありますか
ら、それはどういふわけであるかと
いつて調査をする、こういうことで、
あなたのおっしゃつたような事態が全
く歴然として、あるいは感情問題であ
るとか何かのようなことで、故意に引
き延ばしているというときには、それ
はそういう引き延ばしをしない、早
く認めたらどうかという意味のアド
ヴァイスをする、これはあるかもしれ
ませんが、慣例上、やはり一方の話を聞
いて一方にアドヴァイスをするという
ことはまずないわけでありませう。

○金子(岩)委員 私が申し上げていま
すのは、ただ市と町村の意見だけをお
聞きになって、そして結論を出し、あ
るいは助言をしていただきたという
ことを申し上げてはないのです。た
だ、申請がある、三者が同時に申請を

しなれば調査も助言もできないのだ
という、局長がおっしゃつてい
る。私は、もし市と町村側からそう
いった申請が出た場合には、まず市と町村
の調査をすべきだと思ふ。しかる後に
県は、調査の申請は出なくても、それ
は自治省としては指導的立場から県の
実態を御調査になって、そして初めて
三者の立場、言い分を御調査なさつて
結論を出していいのです。必ずし
も、私は、片一方だけ聞いて、片一方
の言い分によつて結論を出していただ
きたいとか、それによつて助言をすべ
きとか、それが常識だとか私は言つて
いない。申請は、いわゆる町村と市の
場合があつても、この二つの申請があ
れば取り上げて、そして実態を調査
し、県は必ずから出向いて、申請がな
くても自治省がこれを調査して、結論
を出す場合には、三者の言い分をよく
調査の上、結論を出していただきた
と思ふ。そういうような方向で、結論
を出す場合は、市と町から申請があ
れば、市と町をまず調査して、そして県
も調査する。結論は、三者の言い分の
調査を完璧にいたしました結論を出せ
ばいいのでございませうから、どうで
ございませうか。こういう問題、
私の言つたことがどうも筋が通らぬで
しょうか、どうでしょうか。

○篠田国務大臣 行政局長の申しまし
たのは、従来の慣例を申したわけであ
ります。あなたのおっしゃつておるの
は、将来に向かつてどうするかという
問題をおっしゃつておるわけでありま
す。従ひまして、自治省としてはあな
たのおっしゃることに非常にウエイト
を置きまして、今後そういう方向に
持つて参りたい、こう考えております。

第一類第二号 地方行政委員会議録第十一号 昭和三十八年二月二十八日

一七

るので、昨年鹿野というところに、産炭地に工業高橋ができました。隣接の町村に六千八百万円の割当をして、私は島でありすが、離島にまで六千五百万の割当がきておる。そこで、高橋を新しく建てる時には、自治省は県には起債を与えておりすね。その起債を県は町村に転貸してやるのです。一体こういう財政のやりくりが他県にあるでしょうか。県が起債を行なうて、それを町村にお前たちが負担しろ、転貸してやるからということで転貸をしてゐる。この事実を私は松島参事官が知らないはずはないと思ひますが、ここで知つておつたといふことはなかなかおつしやりにくいと思ひますが、もし事実をお知りにならなかつたとするならば、これは大へんな問題じゃないかと思ひ、この実情を知らずしてどうして起債を流されるか。誤つた資料によつて、各県市町村に財政措置を自治省はしてゐる、こうなつてくる。長崎県は特殊な県で、こういう事態が事実あるということをお認めになりますか。

○松島説明員 たいだいま御指摘になりました自分の起債を、市町村に転貸しておるといふお話でございますが、高等学校の起債につきましては、市町村立の高等学校も中にはあるわけでございますので、県と当該市町村立の高等学校との間における起債の分配につきましては、両者協議の上で定めるようにいたしてあるのでございます。ただ、県立高等学校の起債を市町村に転貸をするというのは、ちよつと考えられないことでもございまして、私ども承知しておりますが、なお実情はよく調べたいと思ひます。

○金子(岩)委員 一つ事実を御調査になつていただきたいと思ひます。長崎県には県立高橋以外に町村立高橋はございせん。

それからこのたび長崎県の知事が十八日の記者会見でこういう談話を発表しております。長崎市と佐世保市から、いわゆる高橋生の急増のためにぜひ一つ高橋を新設してもらいたいという強い要望が出ておる。それに対して、このたびの三十八年度の予算に高橋一校の予算を編成する。そこでまず敷地を提供して、三分の一の地元負担を確定したところからつくる、こういうことを書いてゐる。新聞談話でございす。今松島参事官が答弁しておること、県がどうしておる態度は、全くちぐはぐではございせんか。これは自分の地区に高橋をつくりたいので、市町村は泣きの涙で地元負担をおつかぶつておる、その負担に應じないといふばよそも持つていかれる。この負担に少し顔色をよくしないか、おれのところには持つてこないのだ。一つの大きな圧力によつて町村に負担をかけてゐる。県は三十六年度決算でも、三億数千万の剰余金をつくつておる。町村は、長崎県は、島の数が数百ありまして、海岸が六百五十里もあるという、さいはては一番貧乏県でございす。従つて、町村は疲弊せんばいしておる。県は自分で出すものを出さないで、町村に負担させて、三億数千万円の剰余金をつくつて、ぬくぬくとして左うちわでおる。こういう姿を見て、あなた方は一体どういう財政措置を堅持しておりますか。

○松島説明員 先ほど来申し上げておりますように、県の行ないます事業について市町村から負担金をとるといふ長い間続いて参りました習慣を、ここ数年來漸次廃止をしていくように指導をいたしてきておるわけでございす。いまだその効果十分でない面もあるかと思ひますが、高等学校等の問題につきましては、さらにこの措置が確実に行なわれますように、立法措置というよりなものでないか検討しておる段階でございす。

○金子(岩)委員 先般参議院の文教委員会でもこの問題が問題になりまして、近く立法措置をとらうとして進めておるといふことも承知いたしてあります。しかし単に法律をつくりましても、その法律は常識によつて運営されなければ、いろいろな理由をつけて、その行政の衝に当たる知事は政治家であるか、あるいは行政官であるか、私の県なんか全くわからないのでございすけれども、行政官としても、政治家としても限度がある。その常識を逸脱した自治行政をやつておる。こういうことは、特に財政をあずかつておる自治省は、重大なる関心を持つていただきたいと思ひます。どうですか。

○松島説明員 府県も市町村も、同じく自治団体といたしましてともに榮えていくことが、言うまでもなく望ましいことではございす。県だけ富めば市町村が貧しくてもいい、市町村が富めば県は貧しくてもいいというふうなことは、国と地方団体の間においても同様でございすけれども、そういうことは適當でないわけではございす。従ひまして、私どももいたしましては、先ほど来何度も申し上げましたように、県が負担すべきものを市町村に転嫁さ

せることによつて、財政負担を免れるというふうなことのしないよう努力をいたしてきておるわけでございす。ただいまの御指摘もございすので、さらに今後とも努力を続けて参りたいと考えております。

○金子(岩)委員 末端の市町村が裕福になつて初めて県が裕福になるのであつて、それを逆コースを行つておる。県さえ裕福であれば市町村は平ばしになつてもいい、こういう考え方でやつておりますので、私は財政面からいふのでございす。

それから一例を申し上げます。ある県で六千五百万円の外車を買つた、これが県議会で問題になつて、質問を立てて、一体六千五百万円の外車を買つて何に使うのだという質問をしたところが、その県の知事の答弁にいわく、私は先般福岡の旅館に泊つた、そしておふろに入つておつたところが、女中がひそひそ話をしておる、たくさん知事さんがお泊りになるけれども、長崎県の知事の車が一番悪い。そのひそひそ話を聞いて、自動車は長崎の体面にかかわるから六千五百万円の外車を買つた、という答弁を議会でやつておる。速記録を読んだ。それから同時にこの県は一昨年再建団体の解除がされた。長崎県には明治時代から古い由緒ある公舎がございすが、坪二十五万で二百坪、五千万の公舎の予算を通してたいま建設中であります。一体貧乏村、寒村の長崎県が、どうしてこういう五千万円の公舎をつくらなければならぬかと、その議員が質問をした。その答弁にいわく、この公舎はアメリカのホワイトハウスと同じ

でございます、という答弁をしておる。一体長崎県の知事は大統領になつたつもりであるのか。公舎はホワイトハウス、自動車は旅館の女中のひそひそ話で買つた、こういう迷惑答弁をなさつておる。こういう金の使い方をやつておる県を、先ほどから申し上げました通り、松島参事官が全然知らないはずはない。これは議会でずいぶん問題になつておる。私は長崎県のことばかり申し上げたようでございすけれども、全般的に自治省が、とにかく自治体の財政をいかにして裕福にさせようかとして努力しておることはよくわかります。ところが見てごらんない、県議員の出席手当は二千円で、僕は最近三千円になつたばかりで、その前は二千円であつた。それが国会議員だ。ところが海外旅行を自治省は年に八名、十名、十二名というように指導しておる。五十人の県議員に海外旅行を十人、十二人と指導するならば、国会議員は毎年何百人海外旅行をすればいいか。こういうような放漫なる財政の取り扱ひ方をしておる。私は、自治省が地方自治団体の財政を、いかにして裕福にしてやろうかと努力されておることは、よくわかります。しかしそれには限度がある。金をお流しになるならば、その金の使途はやはり検討しなければならぬ。どんな金を流して、何に使うかそれから、行政のあり方はあり得ないと思ひます。こういう県もあるじやないかという一例を長崎県に持つてきただけであつて、私には全般的な問題を言うのです。ただこういう県があつ

たが、一体こういう県には自治省はどのような取り扱いを財政上しておるかというのを聞いておるのです。

○篠田国務大臣 事実そういうことがあるとすれば、これは多少行き過ぎの面もあるかと考えます。おっしゃるように、県といえども、すべて県内の自治団体が集まって県をなしておるものであります。また地方の自治体が集まって国をなしておるわけでありまして、地域住民が集まって国民をなしておるのである、地域住民の幸福なくして全国民の幸福はないわけでありまして、そういう理論的な、また根本的な面につきましては、金子さんと私は全く同感でございます。地方の自治体を貧困に陥れて、県だけが剰余金を残すとか、あるいは知事の公舎だけを大きくして地方民をないがしろにするというところは、常識上、行政の上においても、政治の上においても、考えられないことであるし、また事実であるとして非常な行き過ぎである。従いまして自治省といいたしましては、そういうことを十分に注意いたしまして、ほんとうにそういうことがあれば反省も促し、また血の通ったほんとうに国民一人々々の、県民一人々々の市の町村の発展、あるいは幸福というものを十分に考えた県政であり国政であるというふうに持っていただきたい。十分に調査いたしまして、注意すべきことがあれば今後注意していきたい、こう考えております。

○金子(岩)委員 先ほど自動車の問題に触れましたが、これは一例をあげたのでありますが、とにかく、いわゆる国際貿易の帳じりの赤字が一昨年の秋

から叫ばれて、大へん国産愛用というので、上は総理大臣から百十五万の国産車を使って、お互いに大いに安もの

の国産車でもやっておるのであります。県に行きますと、六百五十万円の車を使っておる県は一つしかないかもしれないが、二百万、三百万の外車を使つて、身分から言つて総理大臣よりもはでな政治と申しますか行政をやつておる長がたぶん全国にある。こういうことについては、どこが一番関心を持ち、どこが一番これを勧告し、あるいは反省を求める強い立場にあるかというところ、それは自治省であります。長崎県のごときも、三百億の予算を組むならば、二百十億か二十億は国から金がくるのでありますから、国から流した金を勝手に使つておるわけでありまして、私は自治省でなければこの地方自治体の監督はできないと思ひます。極端に申すと、金を流すばかりで、行つてから先は何でも使ひほうだいというような姿勢は、私はよくないと思ひます。この点自治大臣は、どうか一つ任期中に何か目算がつくように、びしゃつとしたものをやっていただきたいと思ひます。

それから公営企業ですが、公営企業は御承知の通り、企業の範囲というものは工業用水道あるいはその他自動車運送、地方鉄道、電気、ガス、水道と明記されている。ところが長崎県では六億数千万をかけて交通公館というものを今建設しておる。一階はバスの発着所、二階は交通部の事務室、坪十八万間もかかるビルでございます。そして六、七階を商工会議所に貸して、四階、五階は旅館ホテルにしようとしておつたのが、議会でいろいろ抵抗

が激しくなりまして、いまだに四階、五階の用途はきまつていない。ただいま建設中でございます。これに自治省が相当な起債を出している。一体どういう建前でこの起債をお認めになつて出したのでございませうか。この交通公館というのは公営企業ですか。

○松島説明員 申しわけございませんが、詳しい事情をただいま承知いたしません。一般的に申しまして、いわゆる地方公営企業法の適用を受けます公営企業の場合に、地方財政法第六條第二項の規定によりまして、特別会計を設けて行なつて参ります収益的な事業、たとえば財政法の施行令によりまして、病院でありますとか市場、屠宰場、観光施設というふうなものが別途にあるわけでございます。ただいまお尋ねの問題は、おそらくそういう形ではなからうかと考えております。

○金子(岩)委員 こういつた建物に國が起債を許しておる。これは起債を受ける該當の公営企業、あるいは公営企業でなくして何か別途会計をつくつて……何ですか、どういう意味ですか。

○松島説明員 今申し上げましたように、その事件の内容を詳しく承知しておりませんが、たとえば公館を建設いたしますための起債でございますとか、あるいは観光施設をつくりますための起債でありますとか、その他車庫事業に属します公堂あるいはそれに類するようなもの起債でありますとか、そういうものは事業によつてそれぞれ起債の許可の道もあるわけでございます。ただいまお尋ねになりましたものがどういう形で起債の申請がさ

れ、どういう事業として許可になつてゐるか、ただいま承知しておりませんので、調査をいたしました上でお答えさせていただきますと思ひます。

○金子(岩)委員 それでは行政局長にお尋ねいたします。

長崎県がこの二月に予算を編成して議院に提出しておりますが、東南アジア貿易のためのいわゆる貿易公社というものを設立しようとしておる。御承知の通り長崎県は沖繩あるいは香港、シンガポールといったような貿易ルートがございまして、現在でも、ほそぼそとではございますが、年間五千トンくらいの貿易が行なわれている。この中には三井物産もあれば三菱商事もある、住友商事もあるというふうな形に、明治以来の貿易業者が長崎県におりまして、一生懸命貿易で生計を営んでおる。そこに県がこのたび貿易公社をつくつて、県で二千万、民間が一千万出して窓口を一本化しておる。この業界への呼びかけに際して、かねて知事に協力するものには呼びかけて、選挙のときに向こうを向いておつた人には呼びかけていない。こういうような態度でこの公社をつくらうとしておる。自治省としては、國に公社、公団がたかさんでございまして、ただいま検討中ではございますが、そのまねをしておるのかもしれないが、この知事は大へん外遊が好きでございまして、東南アジアにしょっちゅう行つてゐる。一体何をして何をするんだという。ことをときどき言われるものだから、今度は東南アジア貿易公社をつくるというのであります。そして民業を圧迫しておる。今日まで父祖伝来の貿易業者がふうふう言つてうめいてお

る。どうでしょう。われわれは営業の自由を憲法で認められておる。それを県が公社をつくらうと、貿易は一本に窓口をまとめるんだと云つて圧力をかけておる。こういったことを、指導的立場にある行政局長は、どういうふうな見方をしておりますか。

○佐久間政府委員 公社の実態について、金子先生からお話のございましたが、なおよくもう少し承知をいたしたいと思ひますが、ただ一般的に申しますと、いわゆる公社というものをあまり乱設いたしましては望ましいことではない。公社と申しますのは、形は財団法人になつておりましたり株式会社になつておりましたりいたしまして、事実上相当多額の公費を注ぎ込んでおるわけでございますし、それらに対する監督も必ずしも十分でございせんので、そうした形におきまして公費を使用していくということは、必要な最少限度にとどめるべきではなからうか、このようなことでございます。

○金子(岩)委員 ただ、自治省の立場として、相当な公費を食うから好ましくないということでございます。

通産省の通商局の次長さんにお尋ねしますが、自治省の立場からは公費を相当組んだ公社、公団の設立はおもしろくないというふうな見解で指導をなさつておる、こうおっしゃつておるのです。今度民間の在来、いわゆる既存業者からいつた場合、県がこういうものをつくつた場合、一体通産省は今後どういう指導をおやになるか。

○宮本説明員 公社の構想自体がまだはっきりいたしておりませんが、承るところによりますと、PRとか宣伝をやるといふこと、もう一つは輸出入を

直接おやりになるという御構想があるようであります。御承知のように貿易は全部自由、だれでもできるという建前でございまして、かりに県がそういうことをおやりになるということになりますと、既存の貿易業者に対する民業圧迫という問題はたしかに出てくるかと思ひます。ただむしろ地方財政法、地方自治法の建前から、そういうことができるかどうかという御判断は、これは自治省の御見解でございしますが、ただ三千万円ほどの程度の商売がおできになるか、あるいは一手買い取りをなさるのか、そういうことが現実の問題として相当出てきて問題があると思ひますし、実は他の県にもそういう例がございせんので、もう少し実態を検討させていただきたいと思ひます。

○金子(右)委員 どうでしょうか、大臣、この知事は最近東南アジアと香港に行つて、何かあちやさんからずいぶん歓迎を受けたわけですね。僕ら、あちやさんと言いますが中共人ですね、いわゆる華僑ですね。おれが帰つたら一つ県にこんなものをつくつてやる、おそらくそういう約束をして帰つたんだらうと思う。思ひつきでこういうことをやられて、全国に例もないような貿易公社を県につくる。一千万か二千万の金で何がでましようか。あまりにも常識を逸脱したことじゃないか、これについて大臣の政治家としての御見解をお述べ願ひます。

○篠田国務大臣 私は、長崎県の知事さんは見たこともありません。おつき合ひをいたしたこともありませんが、もしお話が事実であるとすれば非常なアイデアマンである、私はそういうふう

うに考えております。そのアイデアというものが、非常に常識的である場合、あるいは非常に先覚的なものである場合はけっこうでありますけれども、獨断的なものになってくると、いろいろな波紋が起きるのではないかと、たゞいまの公社の問題は、県自身が営利事業を行なうというところは、もちろんこれはできないと思ひます。しかし長崎県の貿易を伸ばさせるためにPRの仕事をする、あるいは従来民間で足りなかつた部分を新しく公社に出資いたしまして、別な人格において長崎県の貿易というものを伸ばすということになれば、これは法律上違法でないのではありません、とめるわけにはいかない。知事さんのおやりになつていゝことが行き過ぎであるか、あるいはまた非常にいい意味のアイデアマンであるかというところは、むしろ自治省よりは県民が判断をいたしまして、そうしてそれに対する批判のチャンスというものは県民に与えられておるのでありますから、そういうときに十分判断をしてもらわなければなりません。多くの県民が、多少の行き過ぎはあるけれども、この考え方は非常に貴重であつて、将来長崎県の発展のために、ぜひこういうアイデアを出してもらいたいというふうな場合には、県民が支持いたすのであります。その実態が、その考え方が知事さん自身にとつて非常にりっぱな考え方であると思ひておられましても、社会の通念あるいは長崎の実情から見て不適当というところであれば、これはもう聰明な長崎県の県民諸君に御判断を願ひ、また自治省として監督すべきものがあれば監督し、アドヴァイスを与えるべきものがあればアドヴァイスを与えるべ

きものがあればアドヴァイスを与えることに決してやぶさかではございせん。おっしゃるようなそういう問題につきまして、まだ自治省として調査しておらないわけでありまして、行き過ぎがありますればいつでも、法令になくても、自治大臣としては好意的なアドヴァイスを与えることも私はやぶさかではありせん。

○金子(右)委員 貿易が自由化されまして、かりに県に公社ができて、自由に既存の業者はやつてもいいことになつておりますけれども、長崎県は先ほどから申し上げております通り、さ

いはでございまして、今でも知事を閣下という人がおるのでございまして、知事さんがやることに一言でもお氣に召さぬようなことを言つたならば、あとがひどいということ、泣く泣くついていかざるを得ないようなのが長崎の実情でございまして。従つて、こういうさいはの県のようなくちろにこういふことをやつておる場合は、大いに関心を持って、一つ自治省の方でも行き過ぎではないかといふような注意をお与えになつていただことが、私は地方住民をほんとうに救う意味から、私のところにとくに陳情がきておる。これを長崎で騒ぐにとらまれて何かやられるから騒がない、何か自治省で一つ何とかこういふものは行き過ぎだといふ見解のもとにやめさせたらどうだといふ陳情が、どんどんやつてくるわけで、私はやはり住民の意思を尊重して皆さんの御意向を伺つておるのでございすから、どうか一つ大臣、そういう政治的御配慮を多分に持つて、行き過ぎなものはいき過ぎとして、アイデアマンか何か

知りませんけれども、正しい御指導を願ひたいと思ひます。

○篠田国務大臣 地方自治団体にいき過ぎがあつていけないごとく、自治大臣にもまた行き過ぎがあつてはまずいわけでありまして、そういう意味におきまして、地方の自主性というものをあくまでも尊重しつつ、なおかつ目に余るものがあるということがありますから、これはやはり指導官庁でありますから、適当なる助言をするにはやぶさかでない、こういうふうに申し上げたのであります。

○金子(右)委員 終わります。

○永田委員長 中村重光君。

○中村(重)委員 時間があまりないやうでありますので簡潔に要点をお尋ねしますが、一つ大臣も、率直に御意見を伺ひたいと思ひますので、お答えを願ひます。

いろいろ今金子委員から御指摘もございまして。私もまた関連をいたしまして先ほど局長にお尋ねをしたわけでありまして、今金子委員と大臣との間にいろいろと質疑が行なわれたこと、やはり私は地方自治体の健全な姿というものがなほところにある、幾多の問題点が起つてくるのではないかと、知事のアイデアといったような問題は、これは知事一人の問題ではないのであつて、そのことはやはり地方住民の福祉に大きな影響がある。財政的にもその他経済的、社会的ないろいろな面において私は現われてくると思ふ。その点からいたしまして、自治省といたしましては重大な関心を持つて対処される必要がある、このように考へます。そこで、大臣は公安委員長もしておられるわけでありまして、特に

地方自治体のあり方ということに對しまして関心を持つておられるという点からお尋ねしますが、今よく地方で選挙が行なわれる際に、中央に直結する県政あるいは市町村政、そういうことがよくアイデアとして取り上げられてゐる。率直にいつて、これは自民党が選挙の際にそれを一番使うのであります。中央に直結する都道府県政というもの、今度市町村長の選挙では、県に直結する市町村政というふうなことで最近はお出で参りまして、もう全くこのことは私は地方自治の健全な発展の上には大きな禍根を残す結果になるのではなからうか、こう考へます。結局は時の権力者、いわゆる自民党が政権を担当してゐる現在において、知事も市町村長も、自民党の公認の知事を、市町村長を当選せしめるのでなければ当該自治体の財政の安定もあり得ないし、地方住民の福祉もあり得ないのだ、こういう考え方が出てくるわけでありまして。そのことは私は政治を大きくゆがめる結果になるのだ、地方自治の健全な発展を阻害することになるのだ、このように考へるわけでありまして。自治大臣としてこれらの点に對してどうお考えになられるか、まずその点を端にお聞かせ願ひたいと思ひます。

○篠田国務大臣 地方選挙にあたりまして、中央に直結したる市町村長あるいは知事という、そういうスローガンが行なわれておるかどうか、そういうことになりますと、私はあまりそういうことを聞いたことがありません。しかし、そういうことを言つてゐる人もあるやうであります。まあこれは選挙

でありますから、一つの何と申しますか、キャッチフレーズといえますか、として、片一方が言えども一方の方では、何も悪いことをしてなくても、反対党は悪いものだといふようなまた宣伝も、お互いにそういう勝手なことを申しますか、自分たちに都合のいいようなことを言つて選挙に勝とうとしておるといふことが、現在の実情ではないか。実際の国の政治といつても、行政といつても、そういういふうどっちか一方につかなければ損をするとか、どっちか一方についたらならば、得をするとかいふような不公平な政治あるいはまた行政はいたしておらないわけでありまして。たまたまそういうことを言われる、勝つために言われる候補者があるかもしれません。それは私は選挙民の判断に待つべきものである、こう考へております。

○中村(重)委員 そうした中央に直結する県政、こういうことで時の政権を構成している政党、その政党に所属する知事を選び、市町村長を選ぶというのでなければ、地方住民の発展ははかり得ないのだ、地方自治体の財政の確立はあり得ないのだという、そのことは、自治大臣としてはそういうことで、自治大臣としてはその憲法に一章を加えられており、また地方自治法によって所管としておる。従つて財政的な問題あるいは地方住民の福祉といふものは、その法律にのっとつて誤らざる行政を行なうていくならば、どの政党に所属しようとも、それがいわゆる政党知事であらうと無所属の知事であらうとも、あるいは市町村長であらうともその点は全然変わるものではない。こういう考へ方、確信を自治大

臣は持つておられるかどうか、その点を伺つておきたい。

○篠田国務大臣 少なくとも自治省が行なつております起債であるとか、あるいは交付税であるとか、あるいはまた地方特別交付税の配分であるとかといふようなことは、その自治団体の長が、社会党であらうか自民党であらうかといふようなことによつて、区別はしてありません。ちゃんとした一つの方式がありまして、その方式に従つて、その方式に当てはまるものについては、交付税もあるいは特別交付税も起債も配分し許しするといふ方式をとつております。

○中村(重)委員 時間が三十分程度といふことなのでやめたいと思ひますが、この点に對しては自治大臣の強い監視と誤らない指導を強く要請をいたしまして、また別の機会にさらに突っ込んで御質問いたしたいと思ひます。

先ほど金子委員から、長崎市長崎市の東長崎町編入の問題に對していろいろと質疑が行なわれたわけでありまして。私も局長に事務的な問題を中心として質問いたしましたので、あとが質問いたしましたようですが、今私が質問いたしましたようなことが、やはり中央に直結する県政といつたようなことで、知事が県内の市町村に對処する場合に、そういう最も悪い面を利用するといふような点が起つてきておる。その弊害の一つがこの東長崎町の場合にも現れたといふことを私は否定できないと思ふ。かつて私は、県議会に席を持つておりました。そのときの知事は今の知事ではありませぬ。副知事でありました。自民党の支部を県下につくらせる際に市町村長

に、支部長になれ、そして支部をつくれ、それでなければ便宜をはかつてやらないのだ、こういうことで圧力をかけて支部をつくらせるといふようなことを実はやつておるのです。それから御承知の通り国民は請願の権利を持つておるわけでありまして、その際に、自民党の県会議員の署名でなければ、紹介でなければ受け付けられない。社会党の議員が紹介人になつておいたならば、それを受け付けられない、こういう圧力をかけるといふようなやり方が行なわれた例が実はあるわけですね。県の恥になりますからこれ以上私は申しません。東長崎町の場合も、この新聞に見られるように、「知事のハラ次第」

「裏に感情のつれ」、これは二月一日というめどをつけて実は申請をしておりましたので、それがだめだといふことで「裏に水に地元の」と書いてある。これは決して赤新聞ではなく地元の有力な新聞であります。いかにこの東長崎町の編入問題が、県民の大きな関心となつておるかといふことは、これを見ても明らかであるわけでありまして。そこで具体的な問題としてお尋ねをいたしますが、編入の時期に二月一日というめどをつけて決議をし申請をしておるわけでありまして、さらにまたそのめどに合うように知事が議会に提案をし議決をしてもらうように要請をするのは、当該の団体としては行き過ぎであるのかどうか、越権行為であるのかどうか、その点を伺つておきたい。

○佐久間政府委員 当該市町村が合併の希望の日にちを申しまして、その日にちまでに間に合うように知事の処分を求めますことは、常識から言うてあたりまえのことだろふと思ひます。

○中村(重)委員 実は県議会におきまして、めどをつけて申請をする、二月一日に編入の議決を承認しろなんといふことは越権行為だ、こういうたような態度で臨んでおるといふような事実がございまして。それから合併とかあるいは編入をする場合に、選挙といふものが非常に影響してくるわけがございまして。自治省としましては、これら合併、編入にあつては、それらに前後して行なわれる選挙の場合には、どういったことが好ましいといふような一つの指導方針といふものがあらうかと思ふのであります。どういった指導方針をとつておられるか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○佐久間政府委員 特に選挙の時期とかからみ合ひまして、どうした方がいいとか悪いとかといふようなことは、自治省といつたしましては指導もいたしておりません。長崎の場合だけでございまして、今ほかの県におきましてもいろいろ合併がございまして、格別の意見は持つておりません。

○中村(重)委員 市を、ある町村を編入するといふことがありますが、そうして編入の時期によつては、かりに選挙直後に編入されたといふことになりますと、その地域の住民の意思を代表する議員が議会に出てこないといふことになつて参ります。県議会の場合になつて参りますと、地域が広がつて参りますから、必ずしもその町の地元の代表を当選させなくても意思は反映できるということになりましよう。市町村長とかあるいは市町村会議員といふ場合は、確かに私が申し上げたような例にならうかと思ひます。そういうことからは、やはり合併編入と

前後して行なわれるような選挙の場合には、できるだけ住民の意思が議会に反映されるような形において行なわれることが望ましいといつたような一つの指導方針があるのではないかと、こう思つてお尋ねしたのでございまして、そうしたような指導方針は別にありませんか。

○佐久間政府委員 その辺のことは、それぞれの当該団体の具体的実情に即して判断されて決定されるべきでございまして、私どもとしては干渉がましいことは避けるようにいたしておるわけがございまして。

○中村(重)委員 大臣にお尋ねいたします。これはわかり切つたようなことでございまして、非常にゆがめられておる点がございますので何つてみたいと思ひます。

都道府県知事が市町村に對処する場合、あたかも上級機関であるといつた考へ方をもつて、市町村に對して君臨するような態度、指令——これは長崎県の場合だけを私は言うのではありません。非常に誤つた認識のもとにそういう態度をもつて臨む、さらにまた住民に對してもそういうた高圧的な態度でもつて臨むといつたような傾向が非常に多いのでございまして。この東長崎町の編入の問題等はその典型的なものであると私は考へております。先ほど私が申し上げましたように、当該の議会が満場一致これを議決し、申請をしておるのに對して、県がいろいろな理由をもつてこれを引き延ばし、さらに当該の議会に對し、あるいは当該の長に對して、県の方針を説明するのでなくして、みづから現地に臨んで、現地の住民を集めて、これに對して説

明をするというやうなやり方というものが行なわれておる。この点は先ほど局長に質問をして、自治省としての見解を伺いましたので、このことに對しての答弁は私は求めません。ともかくそういうやうなことで、住民の意思というものを特定の感情によつてじゅうりんをされている。こういう態度は嚴に戒めなければならぬと私は考えます。

そこで自治大臣は、県は市町村に對してどういう態度で臨むべきであるか、また住民に對してはどのような態度で臨むべきであるか、そのことに對して、いわゆる地方自治の基本にのつとつて大臣の見解を一つ伺いたい。

○篠田國務大臣 知事がすべての問題について、市町村に對して監督権を持つてゐるわけではあります。しかし問題によつては、知事の監督に属するものもあるわけでありませう。しかし監督権を持つてゐるか、持つておらないかというところは別といたしまして、また知事であるか、大臣であるかは別問題といたしまして、すべて高圧的な態度で人に臨むというよりは、これはそういう役職の關係というよりは、人間として最もよくないことだ、そういうふうには考えます。御承知の通り、今日の社会は、民主主義の社会であります。憲法によつてお互いの人格というものがある。それを一個の人間が他の人間に向かつて、あたかも優位にあるかのごとき態度で臨むというところは、これは許されぬ。憲法の建前から、民主主義の建前から、許されないというところは當然であります。ただ、いろいろなケースによりまして、たとえば町村から申請した場合

でありまして、何らかの行政上の理由によつて、それを直ちに県議会にかけないとか、あるいは調査の期間を置くとかいうことは、私はあり得ると思ふ。しかしその場合でも、氣に食わないからとか、感情的な立場においてやるといふことは、これは行政官として絶対に許されないことである、こういうふうには考えます。長崎の場合がはたしてそれに當てはまるかどうかという問題は、これは率直に言ひまして、そういうことがあると思ひますが、やはり反対の方からの一方的なお話だけでは、私たちすべてを丸のみにしてこれは悪いのだと言ふことはちよつと私たちの立場から言ひにくいのです。しかし実情を調べまして、ほんとうにあなたの方のおっしゃる通りであれば、先ほど申しましたように、忠告するにやぶさかではあります。

○中村(重)委員 自治大臣、私はあなたの言葉じりをとるわけではありませう。反対の側から、反対の側の言ふことを取り上げてという言葉は、あなたの答弁としてはどうですか。私は知事に反対であるといふたやうな態度で臨んでおるのではありませう。地方自治のあり方はどうなんだ、県はどういう態度をもつて市町村に對処すべきであるか、市町村長は、市町村の議会の議員は、地方住民に對してどういったやうな態度で對処し、また地方自治の運営をやるべきであるか、これに對して自治担当大臣としての考え方はどうなのか、こういうことを私は質問しておる。そして私は、赤新聞ではありませう、地元の有力な新聞にも、こういうことが書いてあります、こういうことで、さきにあなたにこれを見せて申し上げてゐる。根拠のないことで申し上げたものではありませう。さらに私は地元の長崎県の恥はなるべく言ひたくはない。こういうことで、私はできるだけの一般的な問題として申し上げておきます。しかし現実には起つておるこの市の編入の問題、新聞にも書いてある通り、知事の腹一つ、腹次第によつてこの編入の問題が左右されるなどというところが、民主主義の時代においてあり得ることであるかどうか。しかも、先ほど金子議員は、県議会の議事録をあなたに朗読をして申し上げた。しかも内容的には、これをさらに具体的に書いたやうな知事との質疑応答である。私もここに議事録からの抜粋を持つてゐる。佐藤知事は県議会の答弁で、二月一日に合併をしなくても天下がひっくり返るわけではない、選挙のどさくさに合併はできない、長崎パイパス建設促進のための編入など、ナンセンスだ、今議会に出せというのには議会の越権行為だ、こういうことを言つてゐる。私はこれを議事録から写してゐる。なるほど知事は自民党の公認の知事でありませう。しかし、私は少なくとも閣會議員という立場の上に立つて、私の地元で、たまたま非民主的な、高圧的な、でたらめな県政が行なわれている。しかも町村合併というの

は、知事は単に經由する機関である。實際は、内閣総理大臣がこれを決定するといふやうな形のものである。この内容等からいいたしまして、自治大臣は、単なる自治体の自治の姿ではない。ほんとうはあなたが担当大臣として、最も重大な職責を持つてゐるものである。こういう考えから、特にこの委員会において私は発言をいたして

おるのであります。反対であるから、反対の意見を聞いて、これに對してどうしようというやうなあなたの答弁は、私は不都合だと思ふ。あなたの御見解を伺いたい。

○篠田國務大臣 知事が自民党の公認であるからとかないからとかいうことによりまして、私は知事の言動を擁護したりあるいは非難をしたりしようという考えは毛頭ありません。先ほど私がまあアイデアマンと申し上げましたが、いろいろなアイデアをお出しになす方であるといふ方には受け取ります。それからまた、今の速記録というもの、速記録、なまで見していただいたわけではありませうけれども、それが事実であると思ふれば、その答弁に非常に行き過ぎがあるといふことを私は認めます。ただ私が申し上げましたのは、国会の委員会における答弁としてはちよつと行き過ぎだつたかもしれないが、知事の業績、言動に對して、今いろいろな御質問、あるいは中には非難もあるわけでありませう。それを述べておられるあなた方は、もちろん非常に公正な立場においてお述べになつていらつしやるわけでありませう。新聞も、お見せになつたやうに、公平に書いてゐる。ところが、私が、それに対してどういふ考えを持つておるかというところを、國務大臣としてこれに對して判断をする、言ひかえれば判決をする、国会においてやるといふことは、これは非常に重要な責任だ。またその波紋も非常に大きいわけですが、そこで私は、もし判断をするならば、知事の側に立つものも反対の側に立つものも、両方の意見を聞き、またその事情を調べてなければ何とも言われ

ないといふことを言つておいて、言葉が足りなくて、反対の方の御意見だけでは何とも申し上げられない、こつ言つたのであつて、いろいろ聞いておりました、われわれの方にもそれほど監督権限はあるわけではありませう。しかしこれを自治省だけのいろいろな処置等に期待されることは、私は少しこれまた行き過ぎではないか。それほど横暴があり、それほど行き過ぎがあり、またあなた方がそれほど憤慨されるに足るほどの高圧的態度があるとすれば、やはり県民に訴えて、県民の責任においていろいろお考えになるというところが當然であつて、自治省だけの指導によつてその改善を期待されるというところは間違つてゐるんじゃないか、こういうふうには、少し言い過ぎかもしれないが、率直に申し上げます。

○中村(重)委員 あなたは私の質問を非常にゆがめておつたやうになつてゐる。私は佐藤知事の名前は、今ここで佐藤知事といふことは、議事録の写しとして読んだときに初めて使ひました。あなたは金子委員の質問と私の質問と混同しておられる。私は、あとで速記録をお読みになつたらおわかりでしょう。一口も非難をしておりませう。県議会のこういうあり方が適當であるのかどうか、県議会の行政のあり方について事実をあなたに申し上げておる。しかもその事実も、新聞を見せしめてゐる。しかも私は、長崎県といふことじやなしに、できるだけ一般的な問題という形で、自治体の中において非民主的な政治が行なわれておるのではなからうか、私はそういうことを憂

味におきまして、その登記が非常に暇
底のある登記であるということ、再
び復活をいたしたわけでございま
す、その間の所有権がどこにありま
したかということにつきましては、登記
面では依然として財団法人の古川後援
会の所屬として残っておるわけでござ
います。従って、これは手続的には非
常に中途半端な存在であつたわけでござ
います。従いまして、その間にその
財産をめぐりましていろいろな動きが
あるいはあつたかも知れないのでござ
います、われわれといたしまして
承知いたしております範囲では、そ
のようなことはございせん、形式
上はあくまでも法人のものとして登記
面に残つておるというように承知いた
しております。

○湯山委員 清算終了登記というの
は、具体的には財産が清算されなければ
できないはずでございすね、ですから、
何らかの形で清算をしなければ、
実際にはその登記ができないはずなん
です、前よりんのままで清算結
了の登記をするというところは、常識が
あれば考えられないことなんです。そ
で、何かそこにあつたのじゃないで
すか、何かあつたというところは考えら
れないですか。

○浜中説明員 清算いたします場合、
財団法人の側といたしましては、当然
に古川氏に御受領いただけるものとい
うふうに考えておりましたし、またほ
かの人にそれを渡すとかいふよう
なことは、毛頭考えておらなかったの
でございす。従って、古川氏がこれ
をお受け取りになれば、当然に清算が
終了するものという前提に立つて手続
を進めましたために、このような結果

になつたのでございまして、ほかに何
らの他意はございせん。
○湯山委員 お尋ねしておるのは、実
際には清算終了にならないわけでは
ないが全くのしつうとかそういう人
ならば別ですけれども、よく法律もわ
きまえておる人たちがそういうことを
するということ、ちよつと考えられ
ないと思ひます。それは非常に問題に
なる点だと思ひますけれども、その間
に今の空白であつた、宙ぶらりんで
あつたという三年ばかりの間に、いろ
いろな動きがあつたというところは、こ
れはお聞きになっておると思うので
す、どういふ動きがあつたかとい
うようなこと、あるいはあつたとい
うようなことをお聞きになっておれ
ば、それを一つお述べ願ひたいと思
ひます。

○浜中説明員 私どもの承知いたして
おります範囲では、そういうような
動きというものは全く聞いておりませ
ん。従つてまた、そういう事実も突き
とめておりません。そういうような動
きはなかつたように承知いたしており
ますけれども、あるいはわれわれの知
らないところにおきまして、そういう
ようなことが若干起り得たであらう
ということとは推測にたかくなひと思
ひております。

○湯山委員 つまり土地は町から払い
下げになつたもの、それから建物は今
のように古川さんが寄附したところ
がそれが宙ぶらりんになつておるの
ですから、これはだれでもそれには目
をつけるはずで、そういうことでは
まま置けば町のものになる、あるいは
これが特定の個人のものになるという
ようなことで、三年間もそういうもの

が荒れたままで人が住まないであ
れば、そういう動きが出てくるのは当然
ではないかと思ひますが、その辺の御
判断はどうなんでしょうか。
○浜中説明員 先ほど来何度も申し上
げますように、そういう動きにつき
ましては全く承知をいたしておりま
せん。

○湯山委員 出てくる可能性は。
○浜中説明員 可能性は、御指摘の通
りあり得たことと存じます。
○湯山委員 私もその点についてはい
ろいろ調べてみましたが、今のところ
そういう事実をつかむに至つておりま
せん。そこで御本人としては、その間
他人の所有になつておつた、そういう
登記があるということを確認しておら
れるようですが、それはいかがなもの
ですか。

○浜中説明員 この点につきまして、
御本人がその財産が第三者の方に移つ
たのではないかという御心配をされて
おるというようなお話も聞きました、
現地に連絡をとりまして、県本部の監
察係が、松山の地方事務局の伊予出張
所に出かけまして、登記簿を閲覧した
のであります。その結果、登記簿上は
古川寮の土地建物は財団法人の古川寮
建設後援会の所有であることに間違ひ
はございせん、原簿につきまして所
有者として登記されておることを確認
しておるのであります。即日警察庁に
もその原簿を添付して送付して参つた
のであります。その原簿は私がここに
持つております通りであります。これ
をこらんだだけば……

〔発言する者あり〕
○永田委員長 静肅に願ひます。
○湯山委員 今の点は、その間の動き

から非常に納得しがたい点があると思
ひます。そこでこの点については最高
の責任者であり、公安委員長でありま
する篠田自治大臣から、一つ明確にし
ていただきたいと思ひます。

○篠田自治大臣 私は実はこの問題
は、何も前からよく知つておるわけで
はありせん。はつきり申しますと、
この問題が地方行政委員会に質問され
るということ、事務局の説明を聞
いたわけであります。それによりま
す、ここに登記簿本がありまして、こ
れは人事課長の言つておることと何ら
違ひはありせん。

〔発言する者あり〕
○永田委員長 静肅に願ひます。
○湯山委員 それでは重ねてお尋ねい
たします。そこで経緯は以上の通りで
す。官房長にお尋ねしたいと思ひ
ますが、こういう事態ですから、この
所有権について、今の財団法人以外か
ら所有権を主張する、あるいは所有権
を行使する、そういうものがあつた場
合には、当然法に照らして、それは処
置されなければならぬというよう
うか。

○後藤田政府委員 この問題は、古川
さんが非常に厚意のあまりにできた察
でございす。従つて、当初のその口
的に沿つて、円満に話し合ひができる
ということを私は一番希望いたしてお
りますし、また私も、できる限度
の協力をして内面指導をいたしたいと
思ひます。従いまして、この財産は、
円満に解決の上は、現在後援会の所有
になつておりますので、やはりそのま
ま後援会のものとして、所期の目的に
沿うように運営せられることが望まし

い、こう考えております。またかりに
これが途中の解散決議等によりま
すうちに、もとに復するということであ
れば、たゞいま御質問がございした
が、第三者にこれが渡るといふことは
考えられない。当然これは古川さんに
帰すべきものである、こういうふう
に私は考えます。

○湯山委員 お尋ねしておるの
は、今のことなんです。今のような大臣
の御見解があつたわけで、そうすると
これについて第三者が所有権を行使す
る、ないしは所有権を主張するとい
うことは間違ひだ、もしそれによつて
所有権を行使して、いろいろ損害を与
えるというようなことがあれば、これは
当然法に照らして処置されなければな
らない、こういうことではないかとい
うことをお尋ねしております。

○後藤田政府委員 おっしゃる通りで
ございす。現在の所有権ははつきり
いたしております。
○湯山委員 今度人事課長にお尋ねし
ます。そこで万が一今言つてい
るその三年間のブランクの間に、ある
いは登記されたかされないかは別とし
て、されたといたつた。そういう登記が
あつたということになれば、それは当
然取り消されなければならぬ、そう
いうものであると思ひますが、その点
いかがでございすか。

○浜中説明員 お説の通りでござ
いす。
○湯山委員 官房長はいかがですか。
○後藤田政府委員 人事課長の答弁の
通りでございす。
○湯山委員 それでは委員長、もしそ
ういふ事態があれば、これは取り消す
というところで、次の質問に移ります。

この古河寮をつくったときに、へいをつくる予定地がありました。そこへ隣家の方が何か家の拡張をされまして、五寸ばかり侵入している。そのためにへいができないというようなことがあるのですけれども、これはもしほんとうに侵入しておるのであれば何かしなければならぬのですが、どうなんでしょうか。

○後藤田政府委員 御質問の通りに、事実所有権を侵しておるということであるならば、当然措置をしなければならぬと思います。問題は実際の調査が先だと思ひます。

○浜中説明員 官房長の御答弁申し上げた通りでございます。

○湯山委員 それから寮が長く荒廃しておりましたために、ずいぶんガラスも破れておるし、記念碑を投げ込む前後に電灯設備みな壊しております。それから人が住めるような状態になっていない。せっかくコンクリートのりっぱな建物ですけれども、こういうものは維持財団等で当然修理をしてもとの通りにすべきものだ。警察庁の方でも、これについては責任もある程度あるわけですから、前の長官もそうだし、官房長も警察側にも遺憾の点があったということを確認されておるわけですから、そういう面については当然警察庁としても努力されなければならぬと思ひますが、その点いかがですか。

○浜中説明員 法人の所有権の問題につきましてお互いの誤解が解けて、円満に話し合いがつきまして寮がめでたく再建されるという段階になりますれば、法人といたしまして当然そのような修理をいたすことと考えております。

すので、その点につきましては御懸念がないことと存じております。

○湯山委員 今御答弁いただいたように、たとえば三年間の空白の時代に万一他の人に登記になっていたような場合は、当然取り消さなければなりませんか。今の寮の修理等の問題、そういうものが片づけば、設立当時の状態に帰ると思ひます。外部は別として質的には……。

そこで大へん大事なのは、川へほうり込まれた記念碑を取り戻さなくてはなりません。そのときに当人の希望では、ぜひ最初紺綬褒章を申請してもらった、現在千葉の本部長をしてもらえる上川さんに来てもらいたいという希望があるのですが、これはせっかくの希望だから、そういう段階がくればぜひかなえてもらいたいのですが、これはどうでしょうか。

○後藤田政府委員 本人の意思を確かめて善処したいと思ひます。

○湯山委員 善処でなくて、本人はそういう命令権はないのですが、本人にそういう意思があれば、ぜひ行ってほしいというくらいのこととは言えるわけでしょう。

○後藤田政府委員 本人の意思がそういう考えであれば、その通りしなければならぬと思ひます。

○湯山委員 それではきょうは大へん時間的にもおそくなつて、委員長もまた御用もおありのようですから、これで一応終わりたいと思ひますけれども、委員長、今大臣からも御言明のあった登記の件でございますが、私も確認しておいたわけですが、そのことが明確になれば、議事進行上、私質疑を終わりたいと思ひますので、先ほどの

大臣の御答弁をもう一度、一つ政府委員の方から言っていたいて、委員長、それを御確認願えれば、それでけっこうだと思ひます。

○後藤田政府委員 土地、建物の所有権につきましては、これは登記簿本にございますように、古川寮後援会所有のもので、絶対に町なり、あるいは他の個人なり、第三者に移っている事実はございません。

○永田委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時二分散会

〔参照〕

昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（内閣提出第九五号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕